

「(仮称) 第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」
(素案)

令和6年 月
宇都宮市

「障がい」の「がい」という表記について

「障害」の「害」の字には、「わざわい」「さまたげ」などの意味があり、「ひと」に対して用いることが好ましくないことから、本市では市民の目に触れる文書について、「害」の字の表記をひらがなに改めています。

このため、本プラン及び本計画につきましても、法令名や固有名詞を除き、「がい」の字を用いています

目次

第1章 計画の概要

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 3 | 計画期間 | 5 |

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

| | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 障がい者に係る施策の経緯 | 6 |
| 2 | 本市の障がい者の状況 | 11 |
| 3 | 「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」の進捗状況及び評価等 | 18 |
| 4 | アンケート調査結果の概要 | 26 |
| 5 | 関係団体との意見交換会の結果 | 29 |
| 6 | 課題の整理と総括 | 31 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|------|----|
| 1 | 基本理念 | 34 |
| 2 | 基本目標 | 35 |

第4章 施策の方向と事業の展開

基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

| | | |
|-------|-----------------|----|
| 基本施策1 | 就労支援の充実 | 38 |
| 基本施策2 | 文化芸術・スポーツ活動等の推進 | 40 |
| 基本施策3 | 外出・移動支援の充実 | 41 |

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

| | | |
|-------|---------------|----|
| 基本施策1 | 発達支援の充実 | 43 |
| 基本施策2 | 相談支援の充実 | 46 |
| 基本施策3 | 住まいの場の充実 | 47 |
| 基本施策4 | 保健・医療の充実 | 48 |
| 基本施策5 | 障がい福祉サービス等の充実 | 50 |

基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

| | |
|--------------------------------|----|
| 基本施策1 障がいへの理解促進・差別解消の推進 | 52 |
| 基本施策2 権利擁護の充実 | 53 |
| 基本施策3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 54 |
| 基本施策4 施設等のバリアフリーの推進 | 56 |
| 基本施策5 災害時支援・地域の多様なネットワーク機能の充実 | 57 |

第5章 計画の推進体制

| | |
|--------------------------|----|
| 1 計画内容の周知・啓発 | 58 |
| 2 庁内推進体制 | 58 |
| 3 庁外推進体制 | 58 |
| 4 P D C Aサイクルによる計画の分析・評価 | 58 |

本プラン及び本計画における「障害者」・「障がい者」とは、年齢にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他心身の機能の障がいがある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

また、「障害児」・「障がい児」とは、上記の状態にある18歳未満の子どもをいい、障がいの有無が明確でないが発達に支援が必要な子どもも含みます。

※ 計画中の年（年度）の表記は、原則として、中長期的・将来的な動向を記述する場合は、西暦を、近年の動向を記述する場合は和暦を使用し、必要に応じて西暦と和暦を併記しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせるよう、平成30年3月に「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下、「第5次プラン」という。)を策定するとともに、令和3年3月に身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(以下、「第6期サービス計画」という。)及び「第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(以下、「第2期障がい児計画」という。)を一体的に策定し、本市の社会資源を活用しながら、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域でライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組んできたところです。

そのような中、親なき後、施設入所者の高齢化・重度化などの課題に取り組むとともに、全国障害者スポーツ大会のレガシー継承やLRT開業による公共交通の充実等に伴う社会参加活動の促進が求められています。

国においては、増加する医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援ができるよう、令和3年9月に「医療的ケア児支援法」を施行するとともに、障がい者による情報取得・意思疎通に係る施策を推進することを目的として、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行したところです。また、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、令和6年4月には、事業者の合理的な配慮の提供を義務付ける「改正障害者差別解消法」が施行されます。

こうしたことから、近年の社会状況や法施行等を踏まえ、新たに「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下、「第6次プラン」という。)を策定するとともに、身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(以下、「第7期サービス計画」という。)及び「第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(以下、「第3期障がい児計画」という。)を一体的に策定し、本市の社会資源を活用しながら、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組みます。

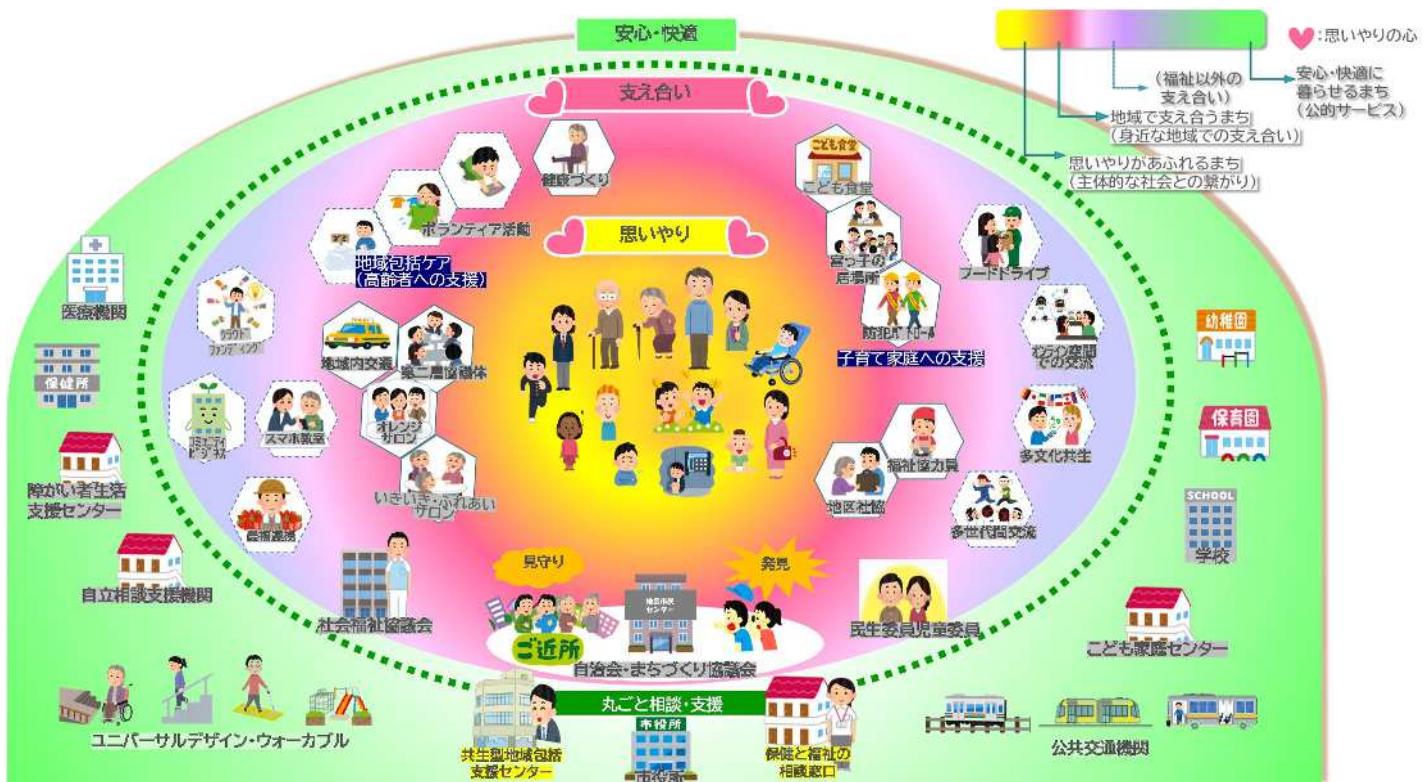
2 計画の位置づけ

「第6次プラン」は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るための計画であります。また、「第7期サービス計画」・「第3期障がい児計画」は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児計画」であり、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの安定的な確保を図るためのもので、「第6次プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画として位置付けます。

「第6次プラン」及び「第7期サービス計画」・「第3期障がい児計画」は、「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」の保健福祉の分野別計画の一つであります。また、保健福祉分野の上位計画である「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」では、「共に支え合うまち」を「福祉のまちの姿」としているため、それらを踏まえ、本計画においては、地域共生社会の実現に向け、地域の保健・医療・福祉等の関係分野の多様な主体と連携を図りながら、各種施策・事業の推進に取り組みます。

※ なお、「第6次プラン」は、障害者文化芸術活動推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての性格も併せ持つものです。

【本市の目指す「福祉のまちの姿」のイメージ図】



「（出典）『宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン』を一部改編」

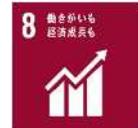
さらに、「SDGs^{*}」の達成に向け、総合的かつ効果的な取組を推進するために策定した「宇都宮市SDGs未来都市計画」とも整合を図るものとします。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは

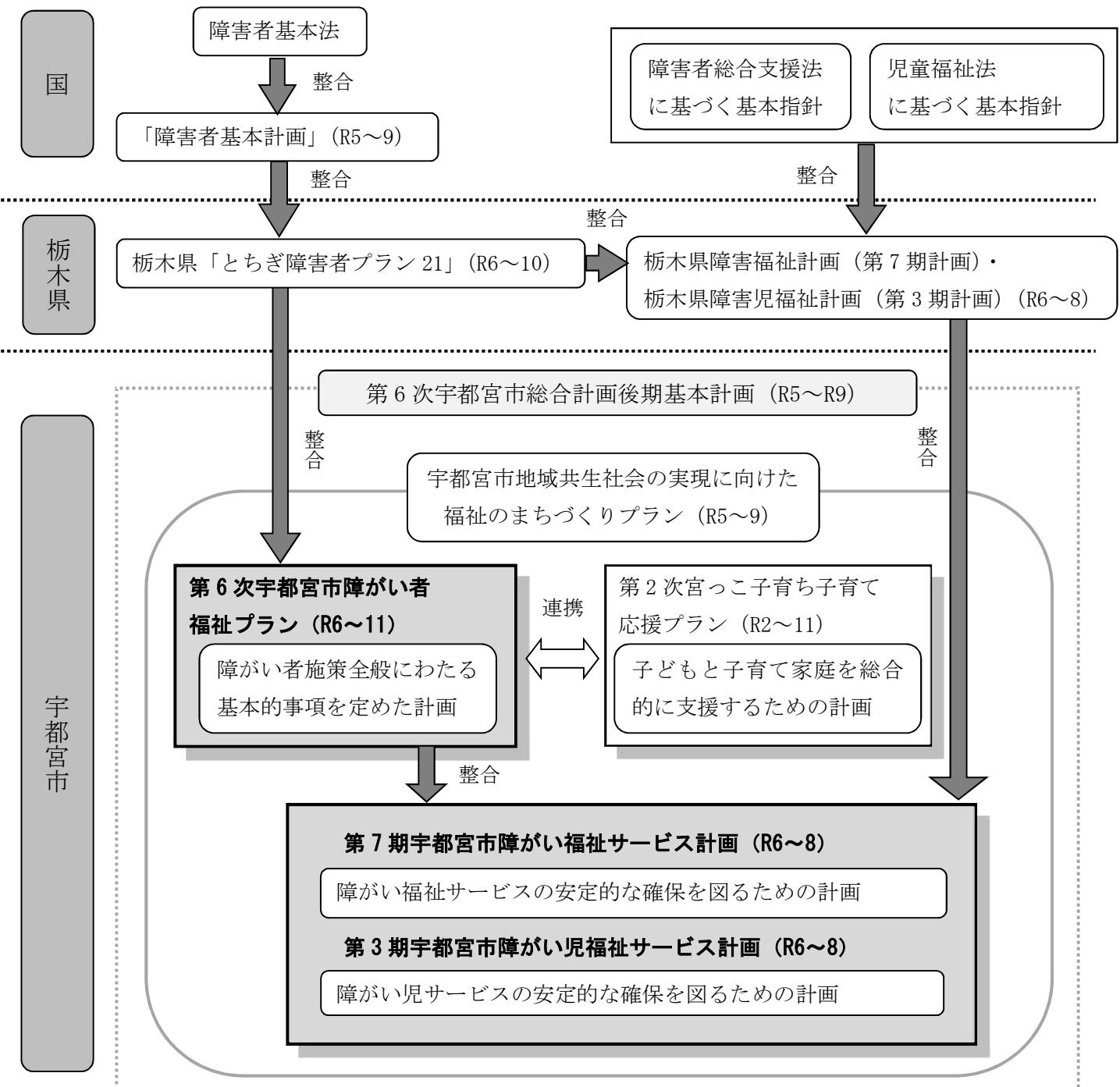
SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは、日本としても積極的に取り組むこととしており、本市においても「SDGs未来都市」として、全庁を挙げてSDGsを推進しています。

【関連するSDGsのゴール】

- ③ すべての人に健康と福祉を
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう



【第6次プラン・第7期サービス計画・第3期障がい児計画と他計画との関係】



3 計画期間

「第6次プラン」の計画期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とします。

「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

【関連計画の計画期間と改定サイクル】

| | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 国の 基本計画 | | | | | | | | | | | | |
| 県の プラン | | | | | | | | | | | | |
| 市の プラン | | | | | | | | | | | | |

| | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|--------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 国の 基本指針 | | | | | | | | | |
| 県の 障害福祉計画 | | | | | | | | | |
| 市の サービス計画 | | | | | | | | | |
| 市の 障がい児計画 | | | | | | | | | |

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

1 障がい者に係る施策の経緯

(1) 障害者基本法の改正

障がい者施策の基本となる「障害者基本法」が平成23年8月に改正され、障がい者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものをいう。」と見直され、難病も障がいの一つに含まれました。

これは、障がい者が日常生活や社会生活で受ける制限は、本人の機能障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁によって生ずるとする「社会モデル」の考え方に基づくものです。

また、障がい者を、「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、障がい者があらゆる分野において分け隔てされることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。

(2) 障害者総合支援法等の改正

「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備として、地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」が平成25年4月に施行されました。

また、令和4年12月に障害者総合支援法等の一部が改正され、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、「就労選択支援」の創設や精神科病院における虐待を発見した場合の通報義務化、難病患者等の「登録者証」の発行などが定められました。

(3) 児童福祉法の改正

平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「児童福祉法」が改正され、平成24年4月から障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、従来の障がい種別で分かれていた体系（給付）について、通所・入所の利用形態の別による一元化などが行われました。

また、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、この法律で児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うことなどが定められました。

(4) 障害者権利条約の批准

国では、「障害者権利条約（※1）」の締結に必要な障がい者に係る制度改革を推進するため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」を設置し、我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革についての議論がなされ、平成22年6月に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。

基本的な考え方は、障がいの有無にかかわらず、相互に個性と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を実現することを掲げ、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、平成24年には「障害者虐待防止法」、平成25年には「障害者差別解消法」が成立し、批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に障害者権利条約が我が国について効力を発生しました。

なお、令和4年6月現在、締約国・地域数は185となっています。

※1 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定するものです。

条約の締結により、我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層強化されることとなりました。

(5) 国の計画等の策定

① 第5次障害者基本計画の策定

国の障がい者施策の最も基本的な計画として、障害者基本法第11条に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、令和5年3月に策定され、令和5年度から5年間を計画期間としています。

<主な内容>

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ① 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | ② 安全・安心な生活環境の整備 |
| ③ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | ④ 防災、防犯等の推進 |
| ⑤ 行政等における配慮の充実 | ⑥ 保健・医療の推進 |
| ⑦ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | ⑧ 教育の振興 |
| ⑨ 雇用・就業、経済的自立の支援 | ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |

②基本指針の改正

市町村・都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画において必要な目標やサービスの見込み量を設定するに当たっての基本的な指針として、令和5年5月に改正され、令和6年度から3年間を対象期間としています。

<成果指標>

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実（一部新規）
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等（一部新規）
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等（一部新規）
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等（一部新規）
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（6）雇用・就業

平成25年6月に改正された「障害者雇用促進法」により、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供）について定められ、平成28年4月から施行されるとともに、平成30年4月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることになりました。「障害者雇用率」は、令和6年4月より、民間事業主は2.5%（現行2.3%）、国・地方公共団体等は2.8%（現行2.6%）、教育委員会は2.7%（現行2.5%）とそれぞれ引き上げられ、令和7年4月までに、更に0.2%引き上げとなります。

また、令和2年4月に「改正障害者雇用促進法」が施行され、国等が率先して障がい者を雇用する責務の明確化や地方自治体における「障がい者活躍推進計画」作成の義務化のほか、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度が創設されました。

（7）文化芸術

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ること等を目的として、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、または創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進することなどが定められました。

また、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、アクセシブル電子書籍等（デイジー図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）の開発・販売促進等が規定されています。

ディオブック等)が視覚障がい者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍が提供されることなどが定めされました。

(8) スポーツ

令和3年に開催された「東京2020パラリンピック」は、障がい者を対象としたもうひとつのオリンピックと言われ、当初はリハビリテーションのためのスポーツであったのですが、現在はアスリートによる競技スポーツへと発展しています。

また、令和4年には、障がいのある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、「第22回全国障害者スポーツ大会(いちご一會とちぎ大会)」が栃木県で開催されました。

(9) 教育

平成23年の「障害者基本法」の改正において、障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、可能な限り障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう、必要な施策を講じることが求められています。(インクルーシブ教育の推進)

これを踏まえ、平成25年には「学校教育法施行令」が改正され、就学基準に該当する障がいのある子どもは、原則、特別支援学校に就学するという、従来の就学決定の制度が改められ、市町村の教育委員会が、個々の障がいの状況や本人・保護者の意向を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する制度になりました。

(10) 就学前の障がい児の発達支援の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までの障がい児を支援するため児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設の利用者負担が無償化されました。

(11) 「医療的ケア児支援法」の施行

令和3年9月より、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う

関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないものとされました。

(12) 障害者差別解消法の改正

「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」を具体化するものであり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行されました。

この法律は、障がい者であることのみを理由として、正当な理由なく、障がい者に対する商品やサービスの提供を拒否するような不当な差別的取扱いを禁止するとともに、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや、筆談・読み上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段による対応などの、合理的配慮（※2）の提供を定めています。

対象とする分野は、教育、医療、福祉、公共交通などあらゆる分野を対象としていますが、雇用の分野は、「障害者雇用促進法」に委ねられています。

また、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化、国及び地方公共団体の連携協力の責務が追加されました。（令和6年4月施行予定）

※2 合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障がい者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があつた場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置

(13) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（※3）

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であり、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に、令和4年5月に施行されました。

この法律では、情報の取得利用・意思疎通について、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすることや、障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどが定められております。

※3 情報アクセシビリティ

情報の利用のしやすさのこと

2 本市の障がい者の状況

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は、25,063人（令和4年3月31日現在）と年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にあります。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、令和5年3月31日現在で4.88%となっています。（複数の障がい者手帳を所持している場合は、障がい者手帳の種類ごとに人数を集計）

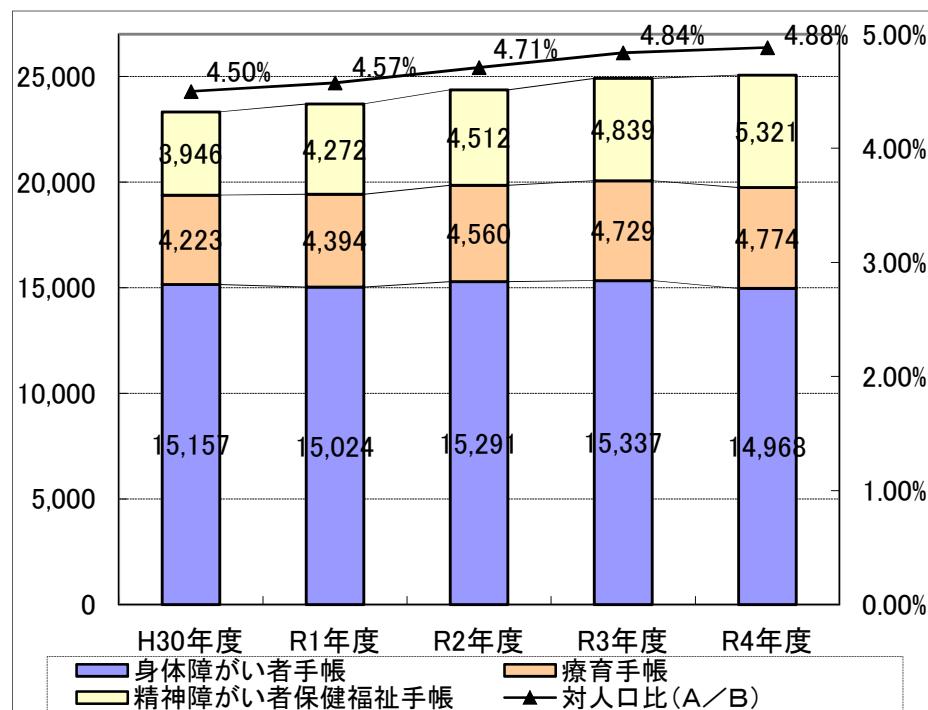
なお、令和5年度の「障害者白書」によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者436万人、知的障がい者109万4千人、精神障がい者614万8千人で、国民のおよそ9.2%となっています。

※ 「障害者白書」における身体障がい者数及び知的障がい者数は、「生活のしづらさに関する調査」に基づき推計されたものです。また、精神障がい者数は、医療機関を利用した精神疾患のある患者数に基づくものです。

<障がい者手帳所持者の推移>

単位：人(毎年度末現在)

| | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障がい者手帳 | 15,157 | 15,024 | 15,291 | 15,337 | 14,968 |
| 療育手帳 | 4,223 | 4,394 | 4,560 | 4,729 | 4,774 |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 3,946 | 4,272 | 4,512 | 4,839 | 5,321 |
| 合計（A） | 23,326 | 23,690 | 24,363 | 24,905 | 25,063 |
| 宇都宮市人口（B） | 518,470 | 517,865 | 517,327 | 514,708 | 513,264 |
| 対人口比（A／B） | 4.50% | 4.57% | 4.71% | 4.84% | 4.88% |



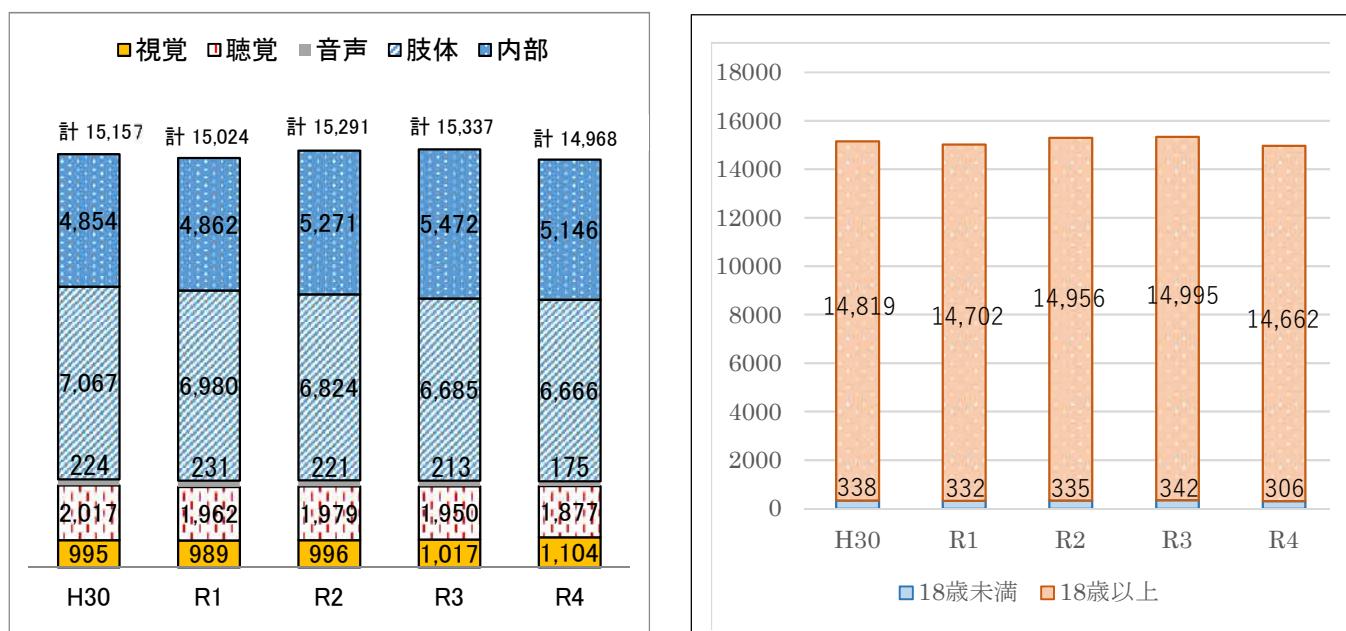
(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、年々微増傾向にあり、令和5年3月31日現在で14,968人となっています。障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く(6,666人)，全体の約半数を占めています。

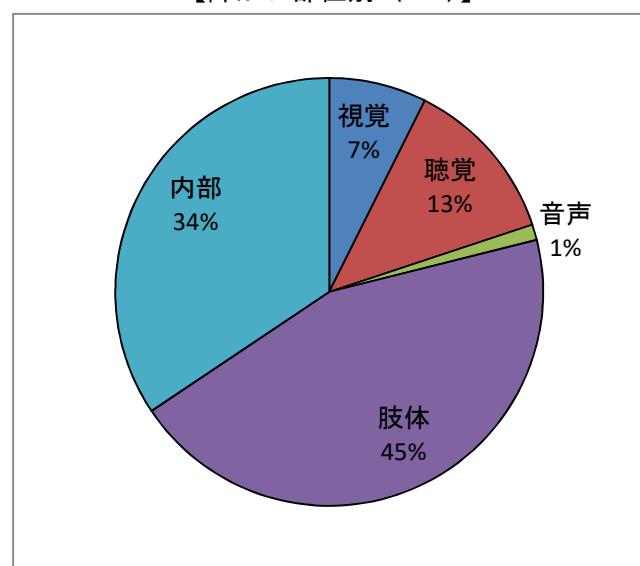
また、障がいの等級別にみると、重度の障がい者(1・2級)が全体の約半数を占め、特に内部機能障がい(心臓、じん臓、肝臓、免疫など)が年々増加しています。

これらのうち、18歳未満の児童の手帳所持者は306人となっており、また、65歳以上の手帳所持者が70%以上を占め、高齢者の占める割合が高くなっています。

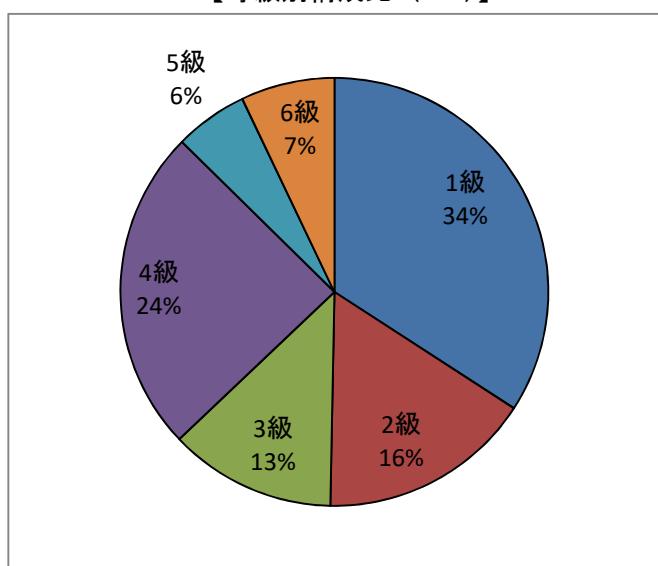
【身体障がい者手帳所持者の推移（障がいの部位別）】 【身体障がい者手帳所持者の推移（障がい者・児別）】



【障がい部位別（R4）】



【等級別構成比（R4）】



(3) 療育手帳所持者の状況

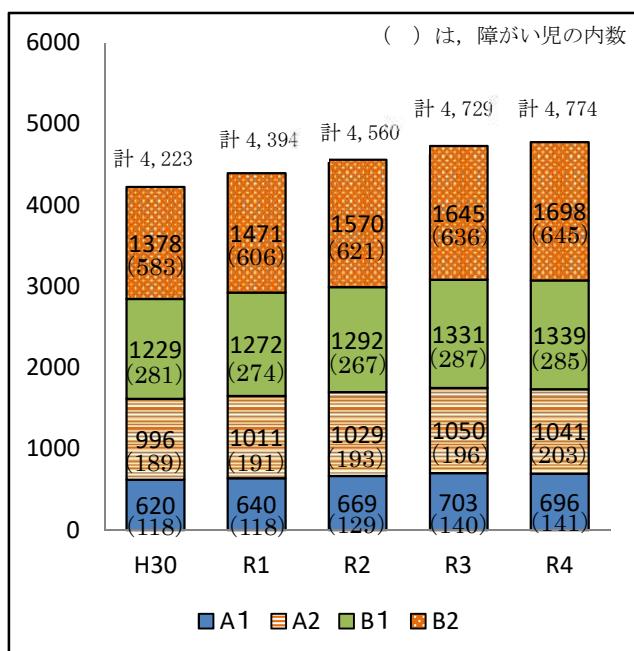
療育手帳所持者数は、他の手帳所持者同様に年々増加傾向にあり、令和5年3月31日現在で4,774人となっています。特に、B2(IQ51～70程度の軽度知的障がい)の手帳所持者の伸び率が高い状況です。

このうち18歳未満の手帳所持者は1,274人、程度別では全体に比べ、A1が141人、A2が203人、B1が285人、B2が645人と軽度者が多いが、2年に1度の再判定により変化しています。

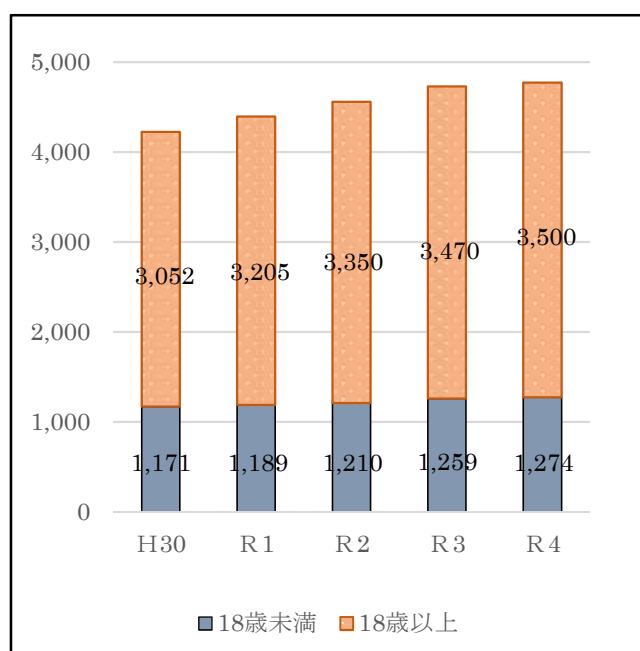
※療育手帳の区分

A1 最重度知的障がい A2 重度知的障がい B1 中度知的障がい B2 軽度知的障がい

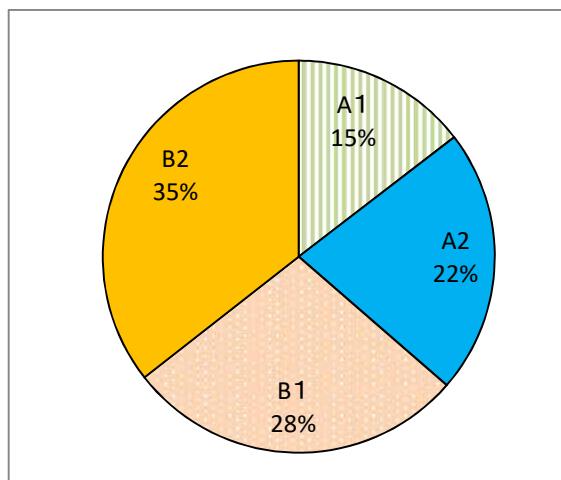
【療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）】



【療育手帳所持者数の推移（障がい者・児別）】



【程度別構成比（R4）】

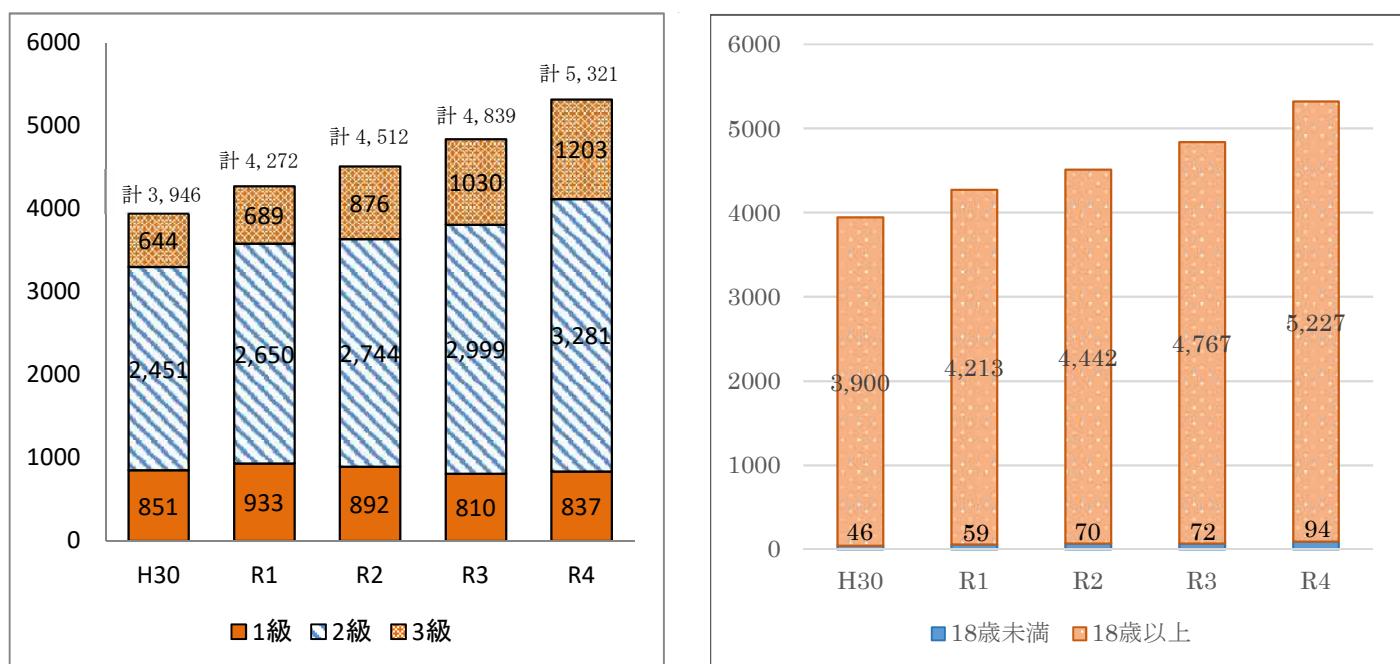


(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

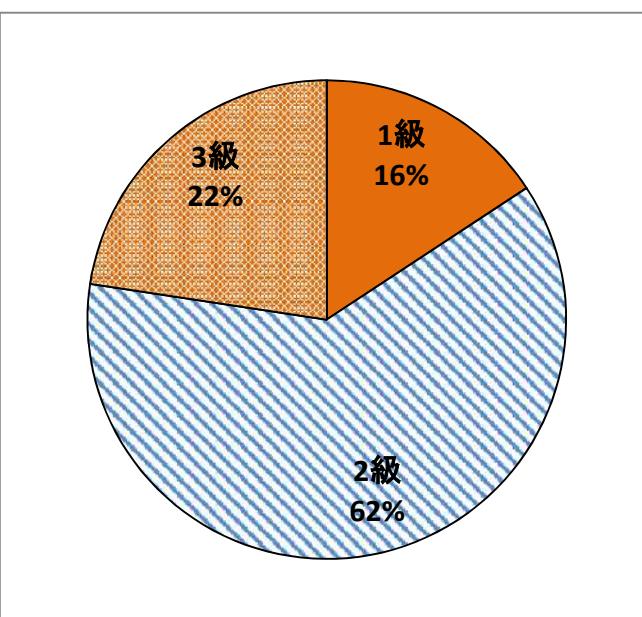
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、近年、特に増加傾向にあり、令和5年3月31日現在で5,321人となっており、特に2級（日常生活に著しい支障がある）の手帳所持者の伸び率が高く、手帳所持者の約6割を占めています。

18歳未満の手帳所持者は94人であり、知的障がいを伴わず療育手帳に該当しない発達障がいや薬物治療が必要なてんかん患者も含まれています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】 【精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（障がい者・児別）】



【程度別構成比（R4）】



(5) 難病患者等の状況

難病の患者に対する医療費助成は、良質かつ適切な医療の確保を図ることを目的として、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、現在、対象疾患は338疾患に拡大され、年々受給者は増加しています。

＜指定難病医療費助成事業の受給者数の推移＞

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 受給者数 | 4,135人 | 3,980人 | 4,193人 |

(6) 小児慢性特定疾病患者等の状況

小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成は、治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、国において小児慢性特定疾病の研究事業として給付しています。対象疾患は、年々拡大され令和2年度までは762疾患、令和3年11月からは788疾患に増えています。

＜小児慢性特定疾病医療費助成事業の受給者数の推移＞

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 受給者数 | 579人 | 588人 | 550人 |

(7) 発達障がい児の状況

自閉症や広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などの発達障がいは、その症状や特性が一人ひとり違い、また、知的障がいを伴う児童もいるためその判断及び人数を特定することは難しいのが現状ですが、本市が実施している診療検査事業において、発達障がいの診断を受けた児の数は、年々増加傾向にあり、令和2年度から令和4年度では109人増加しています。

＜本市の診療検査事業において発達障がいの診断を受けた未就学児数の推移＞

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 発達障がい児数 | 718人 | 780人 | 827人 |

(8) 医療的ケア児の状況

医療技術の進歩等を背景として、多くの子どもの生命が救われる一方で、N I C U（新生児特定集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用することや、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が増加しています。

また、これまで入院や施設で生活していた医療的ケア児が、自宅のある地域に戻り療養生活を送ることも増えてきています。そのため、訪問診療や訪問看護といった在宅医療サービス、日常生活用具の給付、移動支援などの福祉サービスを利用し、身近な地域での保育や教育の場において日常生活を送っています。

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことに伴い、本市においては、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」や「医療的ケア児等福祉手当」の創設により、医療的ケア児への支援が充実してきています。

令和5年度に栃木県が実施した実態調査（20歳未満）では、本市の在宅医療的ケア児は96人で、令和2年調査の68人に比べ増加傾向であり、年齢別では、0～6歳が最も多く、47人（49.0%）、となっております。また、医療的ケアの内容は、「経管栄養」が53人（55.2%）と最も多く、次いで「たん吸引」が49人（51.0%）、「酸素吸入」が38人（40.6%）、「気管切開」が30人（31.3%）、人工呼吸器を必要とする児童が24人（25.0%）です。

＜医療的ケア児数（ケアの重複あり）＞

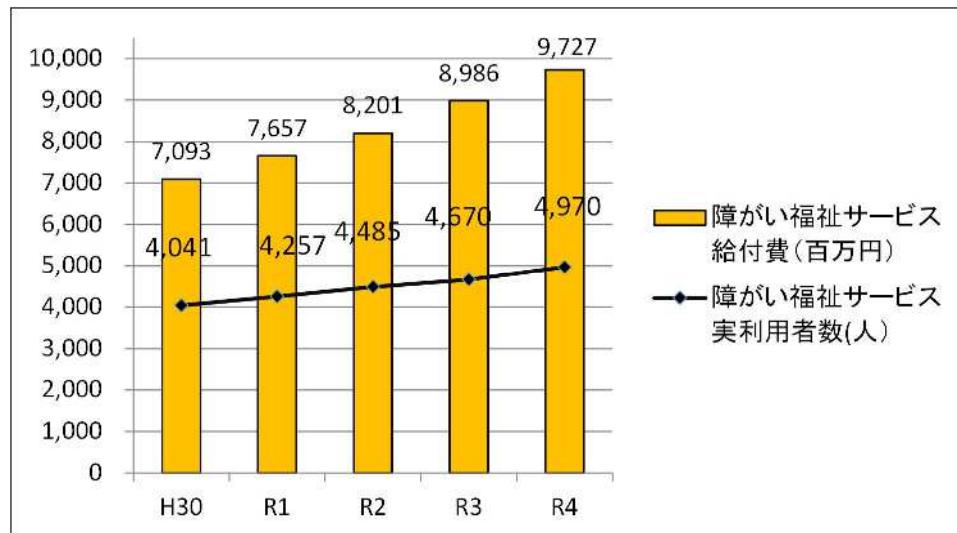
| 年齢 | 人工呼吸器 | たんの吸引 | 経管栄養 | 酸素吸入 | 導尿 | 気管切開 | 実人数 |
|--------|-------|-------|------|------|----|------|-------------|
| 0～6歳 | 9人 | 21人 | 27人 | 17人 | 3人 | 12人 | 47人(49.0%) |
| 7～12歳 | 9人 | 20人 | 18人 | 15人 | 3人 | 11人 | 37人(38.5%) |
| 13～15歳 | 2人 | 4人 | 4人 | 2人 | 1人 | 4人 | 8人(8.3%) |
| 16～19歳 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 0人 | 3人 | 4人(4.2%) |
| 合計 | 24人 | 49人 | 53人 | 38人 | 7人 | 30人 | 96人(100.0%) |

(9) 障がい福祉サービス給付費及び利用者数

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用に係る利用者数は年々増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では約23%増加し、令和4年度において4,970人となっています。

また、障がい福祉サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では約37%増加し、令和4年度において約97億3千万円となっています。

＜障がい福祉サービス給付費及び利用者数の推移＞

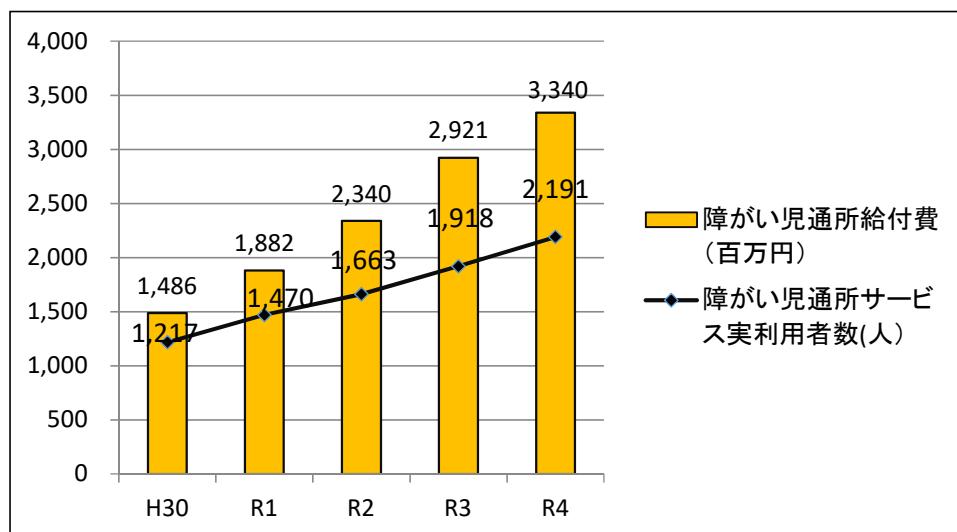


(10) 障がい児通所給付費及び利用者数

児童福祉法に基づく障がい児通所サービスの利用に係る利用者数は年々増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では約1.8倍に増加し、令和4年度において2,191人となっています。

また、障がい児通所サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では約2.25倍に増加し、令和4年度において約33億4千万円となっています。

＜障がい児通所給付費及び利用者数の推移＞



3 「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」の進捗状況及び評価等

(1) 評価について

第5次プランでは、3つの基本目標を定めるとともに、基本目標の達成度を評価するため、「成果指標」を設定しています。

また、基本目標の達成に向け、基本施策ごとに「施策指標」を設定するほか、効果的な21取組を進行管理対象取組に位置づけ、評価し、毎年、社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会へ報告してきました。

(2) 評価の考え方

下記の評価基準により、基本目標における「成果指標」や「施策指標」の達成度（現状値/目標値）を評価するとともに、進行管理対象の取組実績を評価しました。

| 区分 | 評価 |
|---|-----------|
| 達成率100%以上 または 取組内容を <u>実施</u> | A 順調 |
| 達成率70%以上 100%未満 または 取組内容を <u>一部実施・検討</u> | B 概ね順調 |
| 達成率70%未満 または 取組内容に <u>未着手</u> | C やや遅れている |

(3) 各基本目標の評価

基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

【成果指標：就労、製作活動、自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合】

| 計画策定期 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 65.4% | 70.0% | 65.6% | 93.7% | B |

基本施策1 就労支援の充実

【施策指標：一般就労への移行者数】

| 計画策定期 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|------|-----|-------|----|
| 71人 | 127人 | 97人 | 76.4% | B |

【施策指標：就労継続支援事業所における平均工賃月額】

| 計画策定期 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|---------|---------|---------|-------|----|
| 16,293円 | 20,000円 | 17,895円 | 89.4% | B |

基本施策2 社会参加活動の充実**【施策指標：文化・スポーツ講座、交流活動等に参加している障がい者数】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|---------|---------|---------|-------|----|
| 23,340人 | 23,590人 | 17,425人 | 73.9% | B |

【施策指標：ボランティア養成講座受講者数】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|------|------|-------|----|
| 316人 | 349人 | 252人 | 72.2% | B |

基本施策3 外出・移動支援の充実**【施策指標：外出・移動支援サービスに満足している障がい者の割合】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 51.2% | 70.0% | 56.6% | 80.1% | B |

◎ 進行管理対象取組の評価

| 取組名 | 実績 | 評価 |
|-----------------------|--|----|
| 障がい者就職サポートの推進 | 「就職ガイダンス」の開催、「就労体験会」の新規実施 | B |
| 工賃向上支援事業の充実 | 「わく・わくショップU」における製品販売、大型商業施設におけるマルシェ等の販売会の実施、「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」の実施 | B |
| 全国障がい者スポーツ大会の開催 | 国体と連携した広報、県や団体と連携した大会の開催 | A |
| ボランティアの協力による社会参加活動の促進 | ボランティア活動の入門講座の土曜実施、団体と連携した専門的知識を深める講座の実施 | B |
| 外出・移動支援サービスの充実 | 「個別支援型」、「グループ支援型」の移動支援の実施 | A |
| 通学・通所における移動支援の推進 | 「移動支援事業」における移動介護、「通学通所支援」の実施 | A |

<評価・課題等>**【成果指標について】**

- ・ B評価となっており、「就労・製作活動・自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合」の現状値が65.6%と横ばいの状況であり、今後も引き続き、自立した日常生活や社会生活を送ることができる環境づくりを推進する必要があります。

【施策指標について】

- すべてB評価であり、特に社会参加の項目では、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ていますが、令和5年5月に「5類感染症」へ移行したことから、社会参加への意欲が向上していくと想定され、今後も引き続き、文化・スポーツ活動等の社会参加への支援の充実を図る必要があります。

【進行管理対象取組について】

- 概ね順調な進捗状況となっていますが、「障がい者就職サポートの推進」では、障がい者が個々の特性に応じた就労先を見つけられるよう、就労体験会や就職ガイダンスにおける参加企業等の拡大に取り組むなど、障がい者の経済的自立に向け、障がい者の就職に繋がる機会の創出や障がい者と雇用する側の相互理解の促進を図っていく必要があります。
- 「外出・移動支援サービスの充実」では、新たに複数の障がい児・者への同時支援を行う「グループ支援型」など実施したところがありますが、基本施策3「外出・移動支援の充実」の施策指標「外出・移動支援サービスに満足している障がい者の割合」の目標値に届かなかったことから、更なる外出・移動支援の充実に取り組んでいく必要があります。

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現**【成果指標：将来の生活に不安を感じている障がい者の割合】**

| 計画策定期 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 51.3% | 40.0% | 40.1% | 99.8% | B |

基本施策1 発達支援の充実**【施策指標：特別支援教育の推進において、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、実態に応じた指導を実践している教員の割合】**

| 計画策定期 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|--------|-------|-------|----|
| 95.9% | 100.0% | 99.0% | 99.0% | B |

【施策指標：計画相談支援を利用している障がい児の割合】

| 計画策定期 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 35.0% | 70.0% | 34.5% | 49.3% | C |

基本施策2 相談支援の充実**【施策指標：困っているときに相談できる場所を知っている障がい者の割合】**

| 計画策定期 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|--------|-------|-------|----|
| 95.9% | 100.0% | 92.7% | 92.7% | B |

基本施策3 住まいの場の充実**【施策指標：現在の住まいに満足している障がい者の割合】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 59.5% | 75.0% | 55.6% | 74.1% | B |

【施策指標：グループホームの棟数】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|------|------|--------|----|
| 62棟 | 114棟 | 154棟 | 100.0% | A |

基本施策4 保健・医療充実**【施策指標：医療やリハビリテーションについて満足している障がい者の割合】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|--------|----|
| 82.1% | 86.0% | 90.1% | 100.0% | A |

基本施策5 障がい福祉サービス等の充実**【施策指標：障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 87.5% | 92.0% | 91.2% | 99.1% | B |

【施策指標：障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|--------|----|
| 78.7% | 84.0% | 86.8% | 100.0% | A |

◎ 進行管理対象取組の評価

| 主要取組 | 計画期間中の取組 | 評価 |
|----------------------|---|----|
| 発達支援ネットワーク事業の充実 | 「医療的ケア児支援のための手引書」の作成・配付、事業所等及び医療的ケア児の支援に係る実務者との意見交換会の実施 | A |
| 障がい児通所支援事業の推進 | 迅速な給付の要否決定、請求に対する適正な審査と給付費の支払い | A |
| 学校組織の対応力強化と教員の指導力の向上 | 指導主事や学校生活適応支援アドバイザー等による学校訪問、通級指導教室担当者への研修会を実施 | A |
| 地域生活支援体制の整備 | 地域生活支援体制の整備、運用状況の検証 | A |
| 地域における相談支援体制の充実 | 緊急時相談支援事業開始、ブロック別研修の実施、障がい者生活支援センターの増設 | A |
| グループホームの設置促進 | 障がい者福祉施設整備費補助金、グループホーム設置費及び設置促進事業補助金の交付 | A |

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

| 主要取組 | 計画期間中の取組 | 評価 |
|-------------------|--|----|
| 精神障がい者の地域生活への移行促進 | 県の地域移行ワーキンググループに参画、自立支援協議会に「精神障がい者地域移行・定着支援部会」を設置・開催 | B |
| 障がい福祉サービス等の充実 | 法定サービスや地域生活支援事業の実施、「重度障がい者等就労支援特別事業」の開始 | A |
| 計画相談支援の推進 | 円滑なサービス等利用計画の作成、県の「相談支援従事者初任者研修」の受講勧奨 | A |

【成果指標について】

- ・ B評価で概ね順調な進捗状況となっていますが、「将来の生活に不安を感じている障がい者の割合」の現状値が40.1%であるため、今後も引き続き、自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

【施策指標について】

- ・ 概ね順調な状況ですが、「計画相談支援を利用している障がい児の割合」は、目標値を下回りC評価となっているが、「障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合」の施策指標からは、障がい児の状況に応じた一定の支援は受けられているとみられることから、今後もより専門的な視点から一人ひとりの状況に適したサービス利用ができるよう、引き続き、保護者の計画相談支援の利用促進に取り組んでいく必要があります。
- ・ 「住まいの場の充実」については、「グループホームの棟数」が目標値を大きく上回る一方で、アンケート調査において、約7割の方が重度の障がい者を受け入れることができる住まいの場の確保が必要と回答しています。また、団体との意見交換におきましても、複数の団体から、重度の障がい者を受け入れができるグループホームを増やしてもらいたいとの意見があり、引き続き、住まいの場の充実に取り組んでいく必要があります。

【進行管理対象取組について】

- ・ 「精神障がい者の地域生活への移行促進」の目標である「精神障がい者地域移行・定着支援部会」を達成しましたが、令和2年に策定したサービス計画において、精神障がい者の地域移行について、「精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施すること」を目標としており、目標達成に向け、引き続き、取り組んでいく必要があります。

基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現**【成果指標：日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 62.9% | 50.0% | 57.6% | 86.8% | B |

基本施策1 障がい者への理解促進**【施策指標：障がい者シンボルマーク等の認知度】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 48.2% | 61.0% | 49.5% | 81.1% | B |

【施策指標：障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると感じている人の割合】

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|--------|----|
| 64.3% | 58.0% | 29.4% | 100.0% | A |

基本施策2 権利擁護の充実**【施策指標：「成年後見制度」を知っている障がい者の割合】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 46.5% | 63.0% | 44.5% | 70.6% | B |

基本施策3 バリアフリーの推進**【施策指標：障がい者のための各種奉仕員養成講座の修了者数】**

| 計画策定時 | R5 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|--------|------|-------|----|
| 76 人 | 88 人 | 67 人 | 76.1% | B |

基本施策4 災害時支援・地域の多様なネットワークの充実**【施策指標：災害時要援護者支援班設置地区における台帳共有地区数】**

| 計画策定時 | 目標値 | 現状値 | 達成率 | 評価 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| 28 地区 | 39 地区 | 34 地区 | 87.2% | B |

◎ 進行管理対象取組の評価

| 主要取組 | 計画期間中の取組 | 評価 |
|------------------|---|----|
| 障がいを理由とする差別解消の促進 | ヘルプマーク・ヘルプカードの配付、合理的配慮の促進に係る動画放映、障がい者手帳アプリの導入 | A |
| 障がい特性に応じた配慮の促進 | 障がいについての研修・出前講座の実施 | A |

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

| 主要取組 | 計画期間中の取組 | 評価 |
|-------------------|------------------------|----|
| 障がい者虐待防止に関する事業の推進 | 虐待防止に関する周知、緊急一時保護事業の実施 | A |
| 意思疎通支援の充実 | 音訳、点訳、手話奉仕員の養成講座開催 | A |
| 災害時要援護者支援事業の推進 | 制度理解のための地区説明会、名簿更新 | B |
| 自立支援協議会の活動の充実 | 自立支援協議会の全体会・各部会の開催 | A |

＜評価・課題等＞

【成果指標について】

- ・ B評価であり、概ね順調な進捗状況となっていますが、57.6%の障がい者が社会的障壁を感じていることから、引き続き、互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現に向けた取組が必要です。

【施策指標について】

- ・ 「障がい者シンボルマーク等の認知度」及び「成年後見制度を知っている障がい者の割合」が計画策定時の数値を下回っており、更なる障がい者への理解促進や成年後見制度の周知を図る必要があります。
- ・ 「障がい者のための各種奉仕員養成講座の修了者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定時の数値を下回っていますが、「5類感染症」への移行や障がい者の情報取得・利用等を推進する法律が制定されたことを踏まえ、更なる情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

【進行管理対象取組について】

- ・ 概ね順調な進捗状況となっていますが、「災害時要援護者支援事業の推進」では、災害時要援護者支援制度の台帳共有地区数について、計画策定時の28地区から34地区まで整備できたものの、目標とする全39地区に届かなかったことから、引き続き、事業推進に取り組んでいく必要があります。

(4) 計画全体の評価について

- ・ 3つの成果指標は、いずれもB評価となっています。
- ・ 18の施策指標については、A評価が4、B評価が13、C評価が1で、全体として概ね順調な進捗状況となっています。
- ・ 進行管理対象取組については、A評価の取組が76.2%、B評価の取組が23.8%であり、予定どおり順調に取り組むことができました。
- ・ 目標に到達しない取組について、目標値の達成に向け、積極的に取組を推進するとともに、次の(5)に記載する課題について取組んでいく必要があります。

(5) 計画全体の課題について

ア 就労支援について

- ・ 障がい者の経済的自立に向け、障がい者の就職に繋がる機会の創出や障がい者と雇用する側の相互理解の促進が必要

イ 社会参加活動について

- ・ 文化・スポーツ活動等の社会参加への支援の充実が必要

ウ 外出・移動支援について

- ・ 社会参加の促進に向け、更なる外出・移動支援の充実が必要

エ 地域移行・住まいの場について

- ・ 障がい者の重度化・高齢化や親なき後への対応を図るため、更なる住まいの場の確保が必要

オ 療育について

- ・ 専門的な視点から一人ひとりの状況に適したサービス利用ができるよう障がい児の保護者の計画相談支援の利用促進が必要

カ 障がいへの理解促進・権利擁護について

- ・ 幼少期からの障がい者への理解促進や成年後見制度の周知が必要
- ・ デジタル活用等による情報アクセシビリティの向上が必要

キ 災害対策について

- ・ 適切な避難等ができるよう災害時要援護者支援事業の推進が必要

4 アンケート調査結果の概要

「第6次プラン」及び「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」の策定にあたり、障がい者の生活状況やサービス等に関する現状と今後の意向を把握し、各種施策や事業の基礎資料とするため、障がい福祉サービス等利用者・事業者向けアンケートを令和5年5月にそれぞれ実施し、以下のような意向等が得られました。

(1) 障がい福祉サービス等利用者向けアンケート (1,233人回答)

ア 介護者・今後の生活について

○主な介護者

「父母・祖父母・兄弟」47.9%, 「ホームヘルパーや施設職員」13.0%

○主な介護者の年齢

「60歳以上」が36.4%（介護者の高齢化）

○地域移行や親なき後の備えのために必要な支援

「経済的な負担の軽減」59.2%,

「必要な在宅サービスが適切に受けられること」58.3%,

「障がい者に適した住居の確保」51.0%, 「相談する相手が身近にいること」49.9%

○スマートフォンなどの携帯電話やタブレット端末の所持率

「18歳以上の障がい者の所持率」61.1%

イ 就労について

○就労支援で必要なこと

「職場の障がい者への理解」56.2%, 「通勤手段の確保」47.6%

ウ 相談等について

○相談する時に困っていること

「特にない」が46.0%, 「相談先がわかりづらい」23.2%,

「身近なところで相談ができない」14.2%

○日常生活や社会生活で困っていること

「将来の生活のこと」40.1%, 「経済的なこと」23.0%

エ 障がい福祉サービス等について

○満足の割合

「児童発達支援」79.0%, 「施設入所支援」78.9%,

「地域活動支援センター」72.7%, 「放課後等デイサービス」71.2%

○不満の割合

「短期入所（ショートステイ）」37.3%

※理由「利用できる施設が少ない」80.0%, 「利用したいときに利用できない」62.5%

○利用したいが、利用できていないサービス

「ある」21.2%

※そのサービス「短期入所」30.7%, 「移動支援」18.0%, 「共同生活援助」9.2%

オ 今後のサービスの充実について

○サービスへの要望

「家族などの体調不良などの緊急時に利用できる施設を充実して欲しい」 42.8%,
「申請方法や手続きを分かりやすくして欲しい」 37.7%,
「費用負担を軽くして欲しい」 29.9%, 「利用条件を緩やかにして欲しい」 26.3%

カ 災害対策について

○日頃からの備え

「特に対策を立てていない」 45.6%

○不安に思うこと

「避難所生活」 48.5%, 「避難方法」 38.7%, 「災害情報の取得」 24.4%

キ 権利擁護について

○成年後見制度

「制度を知らない」 43.9%

(2) 障がい福祉サービス等事業所向けアンケート（142事業所回答）

ア 事業運営について

○課題

「職員の確保」 77.5%, 「職員の育成」 71.1%, 「報酬単価の低さ」 40.1%

イ 職員について

○充足状況

「やや不足している」 58.5%, 「非常に不足している」 8.5%

ウ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等について

○増えているニーズ

「相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）」 68.6%,
「居宅介護」 53.3%, 「短期入所（ショートステイ）」 50.0%

○減っているニーズ

「就労移行支援」 36.4%, 「地域活動支援センター」 33.3%

エ 地域生活への移行等について

○地域移行に必要なこと

「地域住民の正しい理解や協力」 63.4%,

「地域の相談支援体制の充実」 49.3%

○介護者の高齢化により介護ができなくなるために備えるために必要なこと

「夜間の支援体制の充実（緊急時の対応、介護・医療的ケア等）」 44.4%,

「ショートステイの受け入れ体制の整備」 43.7%

○障がいの重度化により介護ができなくなるために備えるために必要なこと

「重度の障がいのある人などを受け入れるグループホームの整備促進」 70.4%

オ 障がい児支援について

○障がい児への支援で必要なこと

「個々の特性に応じた療育の充実」 59.2%,

「障がいの早期発見、早期支援の充実」 54.9%,

「医療・保健・教育との連携強化、情報交換の場の設定」 52.8%

○医療的ケア児の受け入れ状況

「受け入れていない」 69.0%

カ 強度行動障がいについて

○必要な支援

「支援員の確保」 31.7%, 「研修などによる支援員の支援力向上」 28.2%

※ 強度行動障がい

精神科的な診断（精神障がい、統合失調症等）ではなく、他害行為や自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態

キ 就労について

○一般就労に必要なこと

「社会全体の障がい者雇用への理解促進」 75.4%

「施設・事業所と企業とのつながり・情報交換」 61.3%

5 関係団体との意見交換会の結果

「第6次プラン」及び「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」の策定にあたり、障がい者の生活状況やサービスに関する現状などを把握し、各種施策や事業の基礎資料とするため、障がい福祉関係団体（7団体）と意見交換会を令和5年6月に実施し、以下のような意見等を得られました。

ア 障がい福祉サービスについて

- 自家用車の燃料費の助成を増額して欲しい。
- 心身障がい者福祉手当について、精神障がいも対象にして欲しい。
- 身体障がい者の移動支援の利用要件を緩和して欲しい。

イ 就労について

- 企業と障がい者の乖離を減らし、継続雇用に繋げるため、障がい者の募集時に、企業が必要とする人材や業務内容の明確化が必要である。
- 企業に対し、難病患者や障がい特性の理解促進を図る必要がある。
- 企業に障がい者雇用の研修や定着に関する研修等を行って欲しい。

ウ 相談支援について

- 災害時における障がい特性に応じた情報提供や意思疎通支援、地域を支援する体制づくりが必要である。
- 気軽に相談できる環境づくりが必要である。
- 24時間の相談体制、緊急時の受け入れ体制の充実が必要である。
- 法定サービスを受けていない方へも窓口等を周知して欲しい。

エ 地域生活への移行について

- 重度身体障がい者を受け入れる住まいの場の確保が必要である。
- 地域移行に向けた入所施設の充実、整備を行って欲しい。
- 児童生徒を対象に、障がいへの理解促進を深める取り組みが必要である。

オ 障がいへの理解促進・差別解消について

- 幼少期から障がいへの理解を深める必要がある。
- 精神障がいについて、義務教育などで理解促進を行って欲しい。
- 小中高校での福祉教育や福祉施設、事業所での体験学習を充実して欲しい。
- 難病患者も公共施設等の割引を認めて欲しい。

カ 乳幼児期の支援について

- 障がいの早期発見、早期療育が必要である。
- 医療的ケア児への支援を充実して欲しい。
- 親への障がい理解の啓発が必要である。
- 発達の仕方は個々により異なるため、情報に振り回されないような支援が必要である。

キ 学齢期の支援について

- ・ 個々の障がい特性を見極め、将来を見据えた支援が必要である。
- ・ 放課後等デイサービスなど、学齢期の支援は整ってきてている。
- ・ 家族、きょうだいへの支援が必要である。

ク その他

- ・ 同じ障がいをもつ人が集まる場所が欲しい。
- ・ 就労まで切れ目のない支援を行ってもらいたい。
- ・ 障がいの原因となる疾病や心の病気等の早期発見、早期対応が必要である。

6 課題の整理と総括

(1) 課題の整理

障がい者施策は、就労から生活支援など生活のあらゆる面に関わる施策となるため、課題の総括に向けた視点を整理し、9の分野に分けて、社会情勢、第5次プラン・第6期サービス計画・第2期障がい児計画の評価、障がい者団体との意見交換、アンケート調査を踏まえ、課題の整理を行いました。

① 就労

- ・ 企業と障がい者が相互理解を図る取組の充実が必要
- ・ 雇用の分野における差別解消に向けた職場における障がい者への理解が必要
- ・ 福祉的就労における工賃水準の向上のための支援の充実が必要

② 社会参加活動（文化芸術・スポーツ活動）

- ・ 文化芸術活動やスポーツへの参加促進に向けた講座やイベント等の実施に向けた支援が必要
- ・ 「東京2020パラリンピック」や「いちご一會とちぎ大会」のレガシー継承が必要

③ 外出・移動支援

- ・ LRTが開業し、バス路線も含めた市内の公共交通網が充実することから、今後、障がい者の外出機会が増えることが予想される。
- ・ 外出支援サービスの充実が必要

④ 相談支援

- ・ 介護者の急病等の緊急時に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- ・ 相談先のわかりやすさや身近なところで相談できることが必要

⑤ 障がい福祉サービス等

- ・ 利用者が年々増加傾向にあり、特に通所系サービスが増加
- ・ 利用条件の緩和や費用負担の軽減、手続きの分かりやすさが必要

⑥ 地域移行・住まいの場

- ・ 地域移行や親なき後を見据え、住まいの場の確保が必要
- ・ 障がいの重度化に備え、重度障がい者を受け入れる住まいの場の確保が必要
- ・ 地域住民の正しい理解や協力が必要

⑦ 保健・医療・療育・教育

- ・ 障がいの早期発見・早期療育が必要
- ・ 障がい児の家族への支援が必要
- ・ ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要
- ・ 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要
- ・ 障がい児の計画相談支援の利用者増に向けて、引き続き、取り組むことが必要

⑧ 理解・配慮の促進、差別解消、権利擁護、バリアフリー

- ・ 令和6年4月から民間事業者でも合理的配慮の提供が義務化
- ・ 幼少期から障がいへの理解促進が必要
- ・ 障がいの特性に応じた情報提供の推進が必要
- ・ 成年後見制度の周知が必要

⑨ 災害対策

- ・ 避難所生活、避難方法、災害情報の取得等に不安を抱えている障がい者が多く、地域における障がいへの理解と配慮の促進が必要
- ・ 地域と連携して、災害時要援護者支援制度の推進に取り組んでいくことが必要

(2) 課題の総括

① 障がい者の社会的自立の促進

- 企業と障がい者が就労に係る相互理解を図る取組の充実が必要
- 経済的自立に向け、一層、工賃向上のための支援の充実が必要
- 豊かな生活が送れるよう文化芸術活動・スポーツなど社会参加の促進が必要
- 余暇活動や社会参加ができるよう更なる外出支援の充実が必要

② 障がい者の地域生活支援の充実

- 緊急時等に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- サービスの利用実績を踏まえた提供体制の充実が必要
- 親なき後を見据えた支援や、障がいの重度化・高齢化に対応した住まいの場の確保が必要
- 障がいの早期発見・早期療育が必要
- 切れ目のない支援の充実が必要
- 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要

③ 障がい者への理解や配慮の促進

- 障がいの有無に関わらず、同一内容の情報を同一時点で得られるよう、デジタル活用等による情報アクセシビリティの向上を図ることが必要
- 民間事業者における合理的配慮の提供の促進が必要
- 社会的障壁を感じることがないよう幼少期からの障がいへの理解促進が必要
- 人権が守られるよう権利擁護の取組・体制の充実が必要
- 災害時において、適切な避難や安心した避難生活が送れるよう災害対策の充実が必要

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成30年3月に策定した第5次プランは、「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念に掲げ、これまで様々な障がい福祉施策を推進してきたところです。

国では、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向性を定めることを基本理念とし、令和5年3月に「障害者基本計画」を策定したところです。

本市では、令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とする「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」において、「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会が融合する「スーパースマートシティ」の実現を目指しており、「共生社会の実現」等に向けた取組が行われているところです。

さらには、本市における障がい福祉施策の課題である「障がい者の社会的自立の促進」、「障がい者の地域生活支援の充実」、「障がい者への理解や配慮の促進」は、第5次プランの基本理念及び主要課題に通じるものであり、これらのことから、第6次プランでは、現行の基本理念を引き継ぎ掲げ、「地域共生社会の実現」に向けた更なる取組を進めるものとします。

第5次プランを引き継ぐ

「第6次プラン」の基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく
生き生きと 安心して暮らせる 地域共生社会の実現

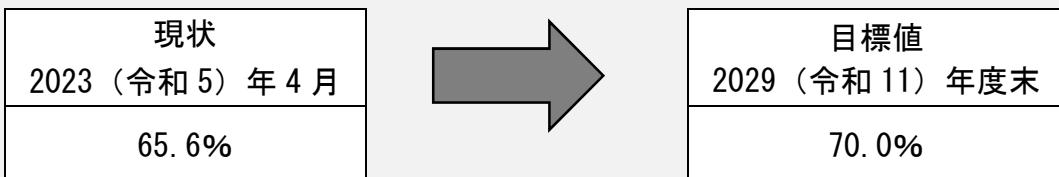
2 基本目標

基本理念の実現を目指し、総括した課題等に的確に対応した施策・事業の展開を図るため、前プランの基本目標を踏まえ、3つの基本目標を次のとおり定めるとともに、基本目標の達成度を評価するため、「成果指標」を設定します。

基本目標1：自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

障がい者が自らの能力を最大限發揮し、自己実現ができるよう、就労や生産活動に取り組むほか、余暇活動や文化・芸術・スポーツへ参加するなど、社会を構成する一員として、より充実した社会生活を自分らしく生き生きと自立して送れる社会の実現を目指します。

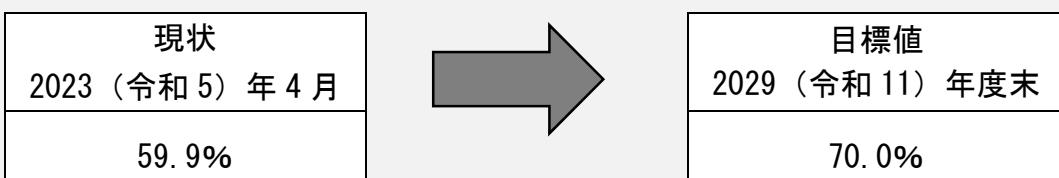
【成果指標】就労、製作活動、自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合



基本目標2：乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう乳幼児期から切れ目のない一貫した支援を推進するほか、障がい者本人やその家族の高齢化、親なき後や親元から離れて生活することを見据えつつ、安心して生活ができるよう相談支援や住まいの場の充実などを図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

【成果指標】将来の生活に不安を感じていない障がい者の割合

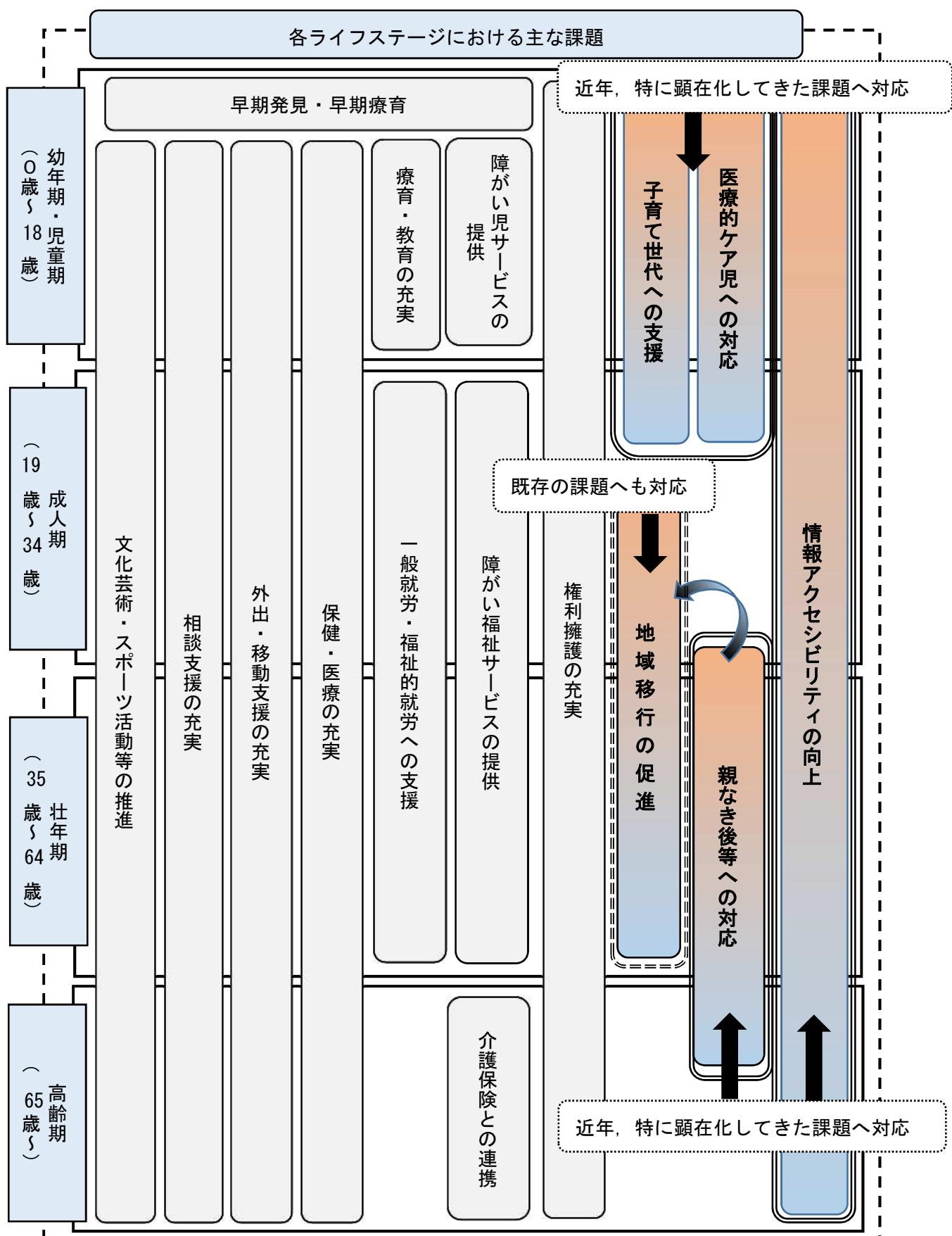


基本目標3：互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がいへの理解促進などを図ることにより、社会や地域において適切な理解や配慮が確保されるほか、災害時に迅速な対応ができるよう、地域で支え合う体制の充実を図るなど、互いに尊重し支え合う社会の実現を目指します。

【成果指標】日常生活において社会的障壁を感じていない障がい者の割合

| 現状 2023（令和5）年4月 | 目標値 2029（令和11）年度末 |
|--------------------|----------------------|
| 42.4% | 50.0% |



第4章 施策の方向と事業の展開

基本目標の達成に向け、基本施策ごとに「施策指標」を設定し、施策の進捗状況を把握・評価しながら計画的に取り組みを推進します。

基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

基本施策1 就労支援の充実

障がい者が社会を構成する一員として、自らの能力を最大限発揮し、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるように、また、一般就労が困難な人には、福祉的就労の場において、工賃の水準が向上するよう、就労支援の充実を図ります。

【施策指標】福祉施設利用者の一般就労への移行者数

| 現状 | 目標値 |
|--------------|---------------|
| 2022（令和4）年度末 | 2029（令和11）年度末 |
| 97人 | 132人 |

【施策指標】就労継続支援事業所における平均工賃月額

| 現状 | 目標値 |
|--------------|---------------|
| 2022（令和4）年度末 | 2029（令和11）年度末 |
| 17,895円 | 23,000円 |

【施策】一般就労への支援の充実

○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 | |
|----|----------|--|
| 1 | | 【取組名】障がい者就労体験の推進 障がい者の自立に向けて、個人の能力や障がい特性に応じた就労ができるよう、商工会議所等の関係機関と連携し、企業等における障がい者を対象とした就労体験機会の充実を図る。 |
| 2 | ○ | 【取組名】障がい者就職サポートの推進 障がい者の自立に向けた一般就労を支援するため、商工会議所やハローワーク等の関係機関と連携し、企業説明会や面接の体験など、就職に向けたサポート活動の取組を推進する。 |
| 3 | | 【取組名】障がい者就労定着支援の充実 職場で安心して働き続けられるよう、相談やサポートなどをを行う就労定着支援サービスを提供するとともに、ハローワーク等と連携し、職場での障がい者支援の充実を図る。 |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No | | 取組名・取組内容 |
|----|--|--|
| 4 | | <p>【取組名】障がい福祉事業所と企業等の交流・理解の促進 障がい者の自立に向けた一般就労を支援するため、企業の担当者を対象に障がい福祉サービス事業所見学会等を行う。</p> |
| 5 | | <p>【取組名】障がい者雇用に関する啓発及び雇用の推進 雇用の促進と労働環境の向上を図るため、勤労者及び市内事業者向けの「雇用・労働応援サイト」において、雇用・労働に関する法律や制度、各種事業の周知啓発を行う。また、「宇都宮市就職困難者雇用奨励金」において、障がい者等を雇用する企業を対象とした国の助成金に上乗せ補助を行うことで、障がい者の雇用促進を図る。</p> |

【施策】福祉的就労への支援の充実

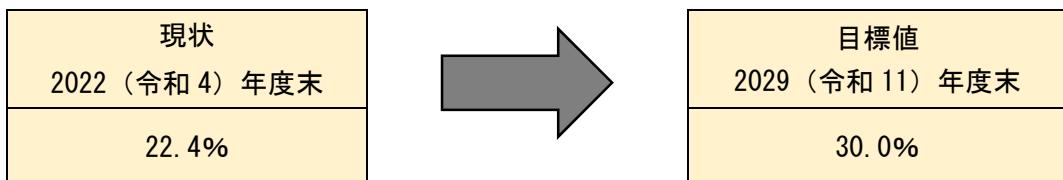
○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|----|---|---|
| 6 | ○ | <p>【取組名】工賃向上等支援事業の充実 障がい者福祉施設における障がい者のより一層の工賃向上が図られるよう、施設で提供できる役務等に関する情報の発信や施設製品の販路拡大等の支援の充実を図る。</p> |
| 7 | | <p>【取組名】受注拡充に向けた取組の推進 市民・企業等からの大口の下請け業務を複数の事業所で受注するなど、受注拡充に向けた取組を推進する。</p> |
| 8 | | <p>【取組名】物品等の優先調達の推進 障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、市において物品等の調達に当たって、優先的に障がい者就労施設等から調達するとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、調達の実績を取りまとめ公表する。</p> |
| 9 | | <p>【取組名】農業と福祉の連携の推進 障がい者の自立を促進するため、農業分野と福祉分野が連携した、障がい者の就労の場の拡大につながる取組を推進する。</p> |

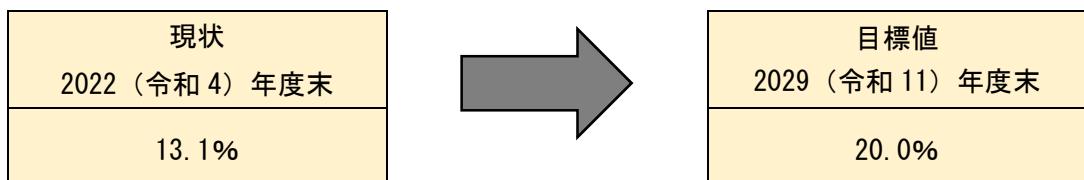
基本施策2 文化芸術・スポーツ活動等の推進

障がい者が社会を構成する一員として、より充実した社会生活を自分らしく生き生きと送れるよう、文化芸術・スポーツ活動などの社会参加活動の促進を図ります。

【施策指標】スポーツを行っている障がい者の割合



【施策指標】文化芸術活動を行っている障がい者の割合



【施策】文化芸術・スポーツ活動の充実

○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|-----|---|---|
| 1 0 | | 【取組名】文化・スポーツ講座事業の充実 障がい者の社会参加を促進し、障がい者の福祉の増進に寄与するため、教養、文化及びスポーツに関する各種講座を開催する。 |
| 1 1 | ○ | 【取組名】障がい者のアート作品コンクールの推進 障がい者の文化活動の発表を通して、広く市民に障がい者の活動や福祉についての理解を促進する。 |
| 1 2 | | 【取組名】ふれあい文化祭の実施 障がい者の文化活動の発表を通して相互交流を図り、社会参加を促進するため、市内の障がい者を対象とした文化祭を開催する。 |
| 1 3 | ○ | 【取組名】障がい者スポーツ体験会の実施 障がい者スポーツに興味・関心を持つことにより、より充実した生活が送れるよう、民間事業者等と連携しながら、障がい者スポーツの体験会等を開催する。 |
| 1 4 | | 【取組名】ふれあいスポーツ大会の実施 障がい者の健康増進と相互交流を図り、社会参加を促進するため、市内の障がい者を対象としたスポーツ大会を開催する。 |

【施策】社会参加活動・交流事業の充実・促進

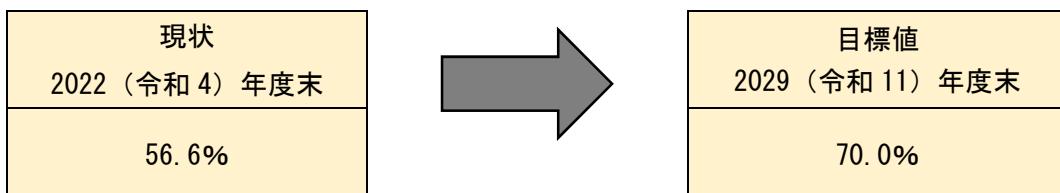
○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 |
|----|---|
| 15 | <p>【取組名】ふれあい・いきいきサロン事業の推進 高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通じて仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、支え合い助け合う地域社会の構築を推進する。</p> |
| 16 | <p>【取組名】地域交流事業の実施 障がい者と健常者が親睦を深めるとともに、地域の人たちの障がいへの理解を深め、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者団体等による地域における交流事業を実施する。</p> |
| 17 | <p>【取組名】あすなろ青年教室事業の実施 市内の特別支援学級を卒業した青年・成人を対象に、実生活に必要な知識や余暇の利用方法などを体験を通じて学習する機会を提供する。</p> |

基本施策3 外出・移動支援の充実

障がい者の社会参加活動等が容易にできるよう、障がい者の自立や障がいのある子どもの健やかな成長に向けて、障がいの特性に応じた移動支援の充実や移動しやすい環境の整備の推進を図ります。

【施策指標】外出・移動支援サービスに満足している障がい者の割合



【施策】障がい特性に応じた移動手段の充実

○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 |
|------|--|
| 18 ○ | <p>【取組名】外出・移動時の支援の実施 社会参加や外出機会の増加に伴う多様なニーズに対応するため、同行援護や行動援護、移動支援事業により、障がい特性に応じた外出支援サービスを提供するとともに、公共交通等の変化を捉え、交通費助成等の支援の充実を図る。</p> |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No | | 取組名・取組内容 |
|----|---|---|
| 19 | ○ | <p>【取組名】通学・通所における移動支援の推進</p> <p>介護者の負担軽減や就労時間の確保のため、ひとり親世帯や共働き世帯であるなど、介護者による移動の支援が困難な障がい者に対し、通学通所における移動支援を実施する。</p> <p>利用者本人や介護者の利便性の向上、通所先の選択肢拡大、介護者のレスパイトや就労時間等の確保を図るため、通所系の地域生活支援事業（日中一時支援事業など）について、支援の充実を図る。</p> |
| 20 | | <p>【取組名】自動車運転支援事業の推進</p> <p>身体障がい者の自動車運転を支援するための免許取得や自動車改造に対する助成を行い、障がい者の社会参加の促進を図る。</p> |
| 21 | | <p>【取組名】補助犬導入・利用の推進</p> <p>盲導犬などの補助犬の導入を支援するため、導入費や管理費の助成を行い、障がい者の社会参加の促進を図る。</p> |

【施策】障がい者が移動しやすい環境整備の促進

○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|----|--|---|
| 22 | | <p>【取組名】福祉バス運行事業の推進</p> <p>障がい者の社会参加を促進し、福祉に寄与するため、障がい者の移動に資するようリフト付きの福祉バスを運行する。</p> |
| 23 | | <p>【取組名】公共交通の利便性の向上</p> <p>LRTやバスなどの公共交通機関における障がい者への配慮や、利便性の向上等を図る。</p> |
| 24 | | <p>【取組名】バス車両等のバリアフリーの推進</p> <p>障がい者を含むすべてのバス利用者の移動性や利便性の向上を図り、誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため、バス事業者のノンステップバスや低床型EVバス導入に対する支援を行う。</p> |
| 25 | | <p>【取組名】生活交通の確保・充実</p> <p>誰もが円滑に移動できる公共交通ネットワークの構築に向けて、地域の実情に応じた地域内交通の確保を図るため、地域組織による運行計画の検討や利用促進等にあたっての取組支援を行うとともに、運行経費の一部を助成する。</p> |

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

基本施策1 発達支援の充実

成長発達していく子どもの特徴から、乳幼児期から生涯にわたり成長を促し、社会の中で生活していくために、切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、発達支援を必要とする子どもの早期発見と質の高い早期からの療育支援の推進や、障がいの有無に関わらず、ともに成長する機会の充実を図るための発達支援児保育の推進、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の提供など、発達支援の充実を図ります。

【施策指標】手帳所持児のうち、障がい児支援利用援助等を利用している障がい児の割合

| 現状 2022（令和4）年度末 | 目標値 2029（令和11）年度末 |
|--------------------|----------------------|
| 57.0% | 70.0% |

【施策】療育の推進

○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|----|---|---|
| 26 | ○ | 【取組名】発達支援ネットワーク事業の充実 発達の遅れや障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童に対し、乳幼児期から就労期にわたり、ライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、医療・保健・福祉・教育・就労などの関係課や関係機関が連携を強化し、発達支援を推進する。 |
| 27 | | 【取組名】医療的ケア児支援の充実 医療的ケア児と家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、関係機関等との協議の場を活用し、支援に関する問題点や支援方法の共有などを行うことにより、支援の充実強化に取り組む。 医療的ケア児の健康を保持し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図るため、医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施する。本人及び家族の経済的・精神的負担を軽減し、医療的ケア児等の療養生活の維持向上を図るため、医療的ケア児等福祉手当を支給する。 |
| 28 | | 【取組名】居宅訪問型児童発達支援事業の実施 療育が必要にもかかわらず、通所ができない重度の障がい児に対し、児童発達支援センター等から職員（保育士等）が自宅を訪問し、療育を提供する。 |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No | | 取組名・取組内容 |
|----|---|--|
| 29 | | <p>【取組名】診療検査事業の推進 発達支援が必要な児童への発達促進及び保護者の障がい理解のため、個々の特性に応じた適切な利用事業の方針を決定するとともに診断の告知や発達の特性についてより丁寧に説明するなど診療の充実を図る。</p> |
| 30 | | <p>【取組名】早期療育の推進 発達支援が必要な児童への発達促進及び保護者の障がい受容の促進や家庭における対応力が向上するよう、できるだけ早期に個々の特性に応じた専門性の高い療育を提供していくとともに、保護者の不安や悩みを受け止め、児への対応策について助言指導するなど、早期療育の充実を図る。</p> |
| 31 | | <p>【取組名】児童発達支援センター事業の推進 未就学の肢体不自由児や知的障がい児に対し、一人ひとりの状況に応じた支援計画を基に、様々な生活体験や遊びを通し、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の提供（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）を行うことで、日常生活を円滑に営めるようにする。</p> |
| 32 | ○ | <p>【取組名】障がい児通所給付事業の推進 障がい児通所事業者の適切なサービス量及び質を確保するため、関係機関との連携を強化し、適正な支給決定及びサービス利用を推進する。</p> |
| 33 | ○ | <p>【取組名】障がい児相談支援の推進 児童福祉法に規定された障がい児通所支援利用のための障がい児支援利用計画の作成に際し障がい児支援利用援助等の活用を促し、障がい児の適性にあった通所支援の利用を推進する。</p> |
| 34 | | <p>【取組名】重症心身障がい児プール活動支援事業の推進 重い運動障がいのある重症心身障がい児に対し、医師や理学療法士、看護師等が安全を確保した中でプール活動を行い、心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど生命の維持・向上を図るとともに、QOL（生活の質）の向上に努める。</p> |
| 35 | | <p>【取組名】家族支援事業の推進 障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う様々な苦悩や、育児に対する不安など精神的負担を軽減するため、心理相談員によるカウンセリングやペアレント・トレーニング、また、きょうだい支援などの家族支援を実施する。</p> |
| 36 | | <p>【取組名】保育所等訪問支援事業の推進 身近な地域の保育所・幼稚園等を療育に関わる専門職員が訪問し、障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（児への直接支援及び園への対応等助言）を実施する。</p> |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No | | 取組名・取組内容 |
|-----|---|---|
| 3 7 | | <p>【取組名】ここ・ほっと巡回相談事業(園訪問・職員向け研修)の充実 心理相談員・保健師等の専門職が、保育園、幼稚園等を訪問し、発達が気になる児の行動観察を行い、支援方法等について担当職員へ助言指導を行うことで対応力の向上を図るとともに、障がいへの正しい知識や個々の特性に応じた適切な支援方法に関する研修会などを実施し、更なる療育技術の向上を図る。 園訪問において、支援方法の助言指導を行った児に対し、その後の状況確認や新たな課題に対する助言等について、ICTを活用して実施し、フォローアップの充実を図る。</p> |
| 3 8 | | <p>【取組名】医療的ケア児等コーディネーター機能の充実強化 医療的ケア児等へのより適切な支援に向け、総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めたコーディネート機能の充実強化に取り組む。</p> |
| 3 9 | ○ | <p>【取組名】障がい児通所支援事業者の療育技術支援事業 地域の中核的な支援施設である児童発達支援センター（子ども発達センター）が実施する各種療育の体験見学や専門職による研修会などを通して、通所支援事業者の療育技術の向上を図る。 また、重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、民間の通所支援事業者に対して助言・支援することにより、事業者の理解を得ながら受け入れ促進を図る。</p> |
| 4 0 | | <p>【取組名】新たな支援ツール「(仮)つながるファイル」の作成 発達支援が必要な児とその家族が、乳幼児期から就労期につながるまで一貫した切れ目のない支援を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関とライフステージを通して保護者と支援者が共に活用できる新たな支援ツール「(仮)つながるファイル」を作成する。</p> |

【施策】一人ひとりのニーズに応じた教育・保育環境の充実

○・・・重点取組

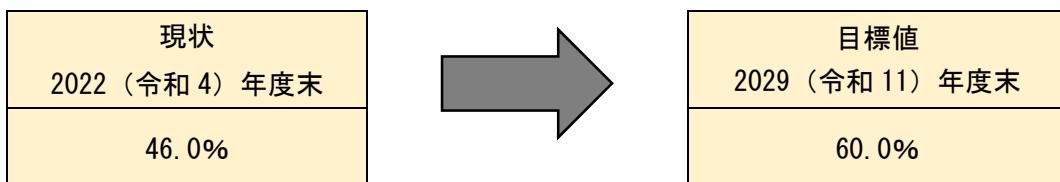
| No | | 取組名・取組内容 |
|-----|---|--|
| 4 1 | ○ | <p>【取組名】学校組織の対応力強化と教員の指導力の向上 特別な支援を必要とする児童生徒が有する多様なニーズにより的確に対応するため、学校組織の対応力強化と教職員の指導力向上に取り組む。</p> |
| 4 2 | | <p>【取組名】早期から一貫した支援のための連携の強化 将来の社会的自立に向けた幼児期からの一貫した支援の充実のために、保護者に対するより早い時期からの就学に関する情報提供や、就学後の適応状況把握など、より適正な就学相談の充実に努める。</p> |
| 4 3 | | <p>【取組名】教育的ニーズに応じた多様な学びの充実 特別支援教室（かがやきルーム）における指導がより充実するよう、指導員の専門性の確保や学習環境の整備に努めるとともに、特別支援学級や通級指導教室における学びの充実を図る。</p> |
| 4 4 | | <p>【取組名】発達支援児保育の推進 障がいの有無にかかわらず、保育を必要とするすべての児童に、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。</p> |

| No | 取組名・取組内容 |
|-----|---|
| 4 5 | <p>【取組名】宮っ子ステーション事業の充実 宮っ子ステーション事業の1つである子どもの家において、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行うことにより、児童の健全育成を図る。</p> |

⑥ 基本施策2 相談支援の充実

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援体制の整備に向け、それぞれの障がい特性に配慮したきめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。

【施策指標】困らずに相談できる障がい者の割合



【施策】包括的・専門的な相談支援の充実

○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 |
|-----|---|
| 4 6 | <p>【取組名】地域生活支援体制の充実 障がい者の重度化・高齢化、親なき後や親元から離れて生活することを見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら「緊急時相談支援事業」や「体験的宿泊支援事業」の利用を促進するとともに、機能を担う登録事業所の拡充を図る。また、自立支援協議会の地域生活支援部会において、年一回、体制の運用状況の検証及び検討を行う。</p> |
| 4 7 | <p>【取組名】地域における相談支援体制の充実 障がい者が安心して相談ができるよう、「基幹相談支援センター」、「障がい者生活支援センター」、「相談支援事業所」が相互に連携を図るとともに、相談支援機関への研修等により人材育成を図る。また、保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」（地域包括支援センター等）などの関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図る。</p> |
| 4 8 | <p>【取組名】精神保健福祉相談・訪問指導事業の推進 精神障がい等に関する不安や悩みの解消を図るとともに、家族等に対し、精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発、理解促進を推進するため、相談事業等を実施する。</p> |
| 4 9 | <p>【取組名】精神障がい者の地域生活への移行促進 保健・医療・福祉の関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施する。</p> |

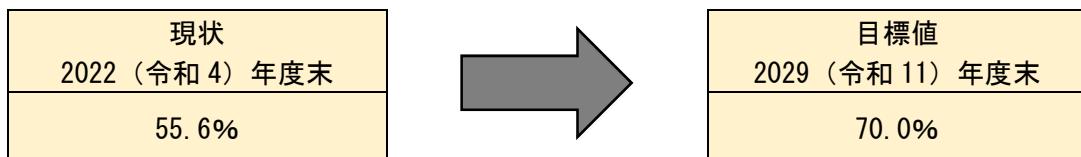
第4章 施策の方向と事業の展開

| No | | 取組名・取組内容 |
|---------------|--|---|
| 50 | | <p>【取組名】難病患者に関する相談事業の推進 難病患者や家族の療養上の不安解消や精神的負担の軽減等、QOLの向上を図るために、療養上の生活指導、社会資源活用等の相談や支援を行う個別相談事業を推進する。</p> |
| 再掲 (No 37) | | <p>【取組名】ここ・ほっと巡回相談事業(園訪問・職員向け研修)の充実 心理相談員・保健師等の専門職が、保育園、幼稚園等を訪問し、発達が気になる児の行動観察を行い、支援方法等について担当職員へ助言指導を行うことで対応力の向上を図るとともに、障がいへの正しい知識や個々の特性に応じた適切な支援方法に関する研修会などを実施し、更なる療育技術の向上を図る。 園訪問において、支援方法の助言指導を行った児に対し、その後の状況確認や新たな課題に対する助言等について、ICTを活用して実施し、フォローアップの充実を図る。</p> |
| 51 | | <p>【取組名】子ども発達相談室事業の充実 発達の遅れに不安を抱いている保護者等の相談を実施し、個々の特性に応じた支援ができるよう、関係機関等とのコーディネート等を行い、障がいの早期発見・早期療育につなげるとともに保護者の不安の軽減を図る。</p> |

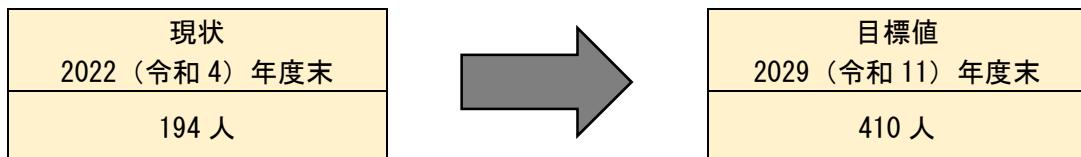
基本施策3 住まいの場の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域移行の促進、親なき後や親元から離れて生活することを見据えた体制整備に向けて、ニーズに応じた多様な住まいの場の充実を図ります。

【施策指標】現在の住まいに満足している障がい者の割合



【施策指標】重度障がい者のグループホーム利用者数



【施策】地域における多様な住まいの場の充実

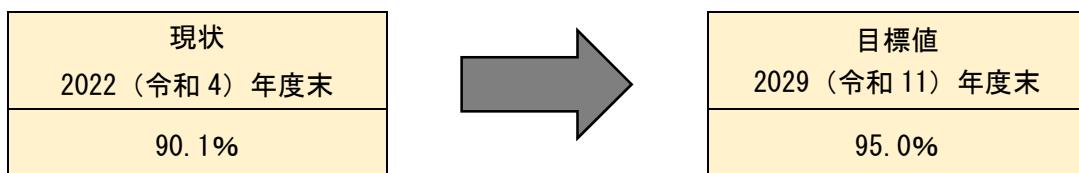
○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|----------------|---|---|
| 5 2 | ○ | <p>【取組名】グループホームの設置促進 障がい者の地域移行や重度化・高齢化に対応する住まいの場として、重要な役割を果たすことから、運営する法人に対する施設整備等の支援を充実し、グループホームの設置促進を図る。</p> |
| 再掲 (No 4 6) | | <p>【取組名】地域生活支援体制の充実 障がい者の重度化・高齢化、親なき後や親元から離れて生活することを見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら「緊急時相談支援事業」や「体験的宿泊支援事業」の利用を促進するとともに、機能を担う登録事業所の拡充を図る。また、自立支援協議会の地域生活支援部会において、年一回、体制の運用状況の検証及び検討を行う。</p> |
| 5 3 | | <p>【取組名】住宅改造支援事業の実施 重度身体障がい者の日常生活を容易にするため、住宅設備を改造する経費の一部を補助することにより、重度身体障がい者の生活環境の整備を図る。</p> |
| 5 4 | | <p>【取組名】民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 障がい者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、宇都宮市居住支援協議会による住まいに関する相談支援等を実施する。相談支援機関においても、グループホーム等を利用する障がい者が、一人暮らしを選択できるよう、地域で安心して暮らすために必要なサービス等に係る相談支援を行うほか、受入れ可能なアパート等を確保するため、住宅セーフティネット制度の活用を促進する。</p> |
| 5 5 | | <p>【取組名】障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者が安全で安心した生活を送ることができるよう、市営住宅において、車いすでの生活が可能なバリアフリー対応済の身体障がい者用住宅を確保しており、引き続き、毎月の公募時に当該住宅を提供していく。</p> |

6 基本施策4 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病等の発症・重症化を予防するとともに、疾病や障がいにより生じる発達の遅れ・医療的ケアを抱えて在宅生活を送る児童や、疾病や事故の後遺症等による障がいにより不安を抱えながら生活する人などが、地域で安心して必要な治療やリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療の充実を図ります。

【施策指標】医療やリハビリテーションに満足している障がい者の割合



【施策】障がいの原因となる疾病等の発症・重症化の予防促進

○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 |
|-----|---|
| 5 6 | <p>【取組名】乳幼児健康診査の実施 乳幼児健康診査を実施し、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者に対して育児に関する助言・相談を行い、子どもの健康づくりを支援する。</p> |
| 5 7 | <p>【取組名】特定健康診査・特定保健指導の充実 糖尿病などの生活習慣病の発症予防につながるよう、市国保加入者を対象とした特定健康診査の受診勧奨・受診環境の整備・普及啓発に取り組み、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者や予備群と診断された被保険者に対して、特定保健指導として生活習慣病の改善の支援を実施していくことで、健康寿命の延伸を図る。</p> |
| 5 8 | <p>【取組名】生活習慣病予防事業の実施 生活習慣病の発症予防や重症化予防に向け、健康づくりに関する知識の普及啓発等を行う。</p> |
| 5 9 | <p>【取組名】こころの健康づくり対策事業の推進 こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発に努め、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。</p> |

【施策】適切な治療やリハビリテーションの推進

○・・・重点取組

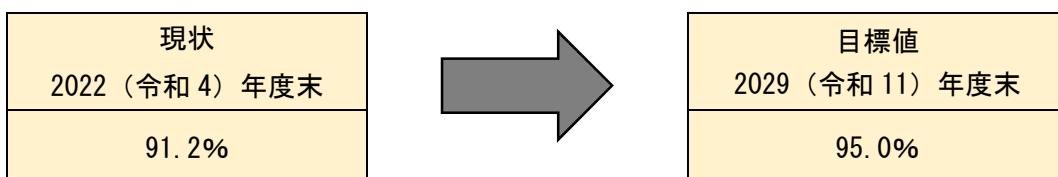
| No | 取組名・取組内容 |
|----------------|---|
| 6 0 | <p>【取組名】医療費助成制度の推進 各種医療費助成制度を推進し、障がい者や難病患者の経済的負担の軽減や適切な治療の促進を図る。</p> |
| 再掲 (No 4 9) | <p>【取組名】精神障がい者の地域生活への移行促進 保健・医療・福祉の関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施する。</p> |
| 6 1 | <p>【取組名】在宅医療・介護連携の推進 重度な要介護状態になつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者などの関係者間の連携を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を推進する。</p> |

基本施策5 障がい福祉サービス等の充実

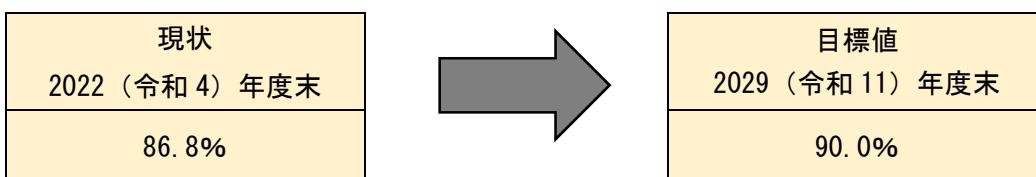
居宅介護や生活介護などの障がい福祉サービス及び日中一時支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業は、「障害者総合支援法」に基づき策定する「障がい福祉サービス計画」において見込量を設定し、サービス提供体制の確保を図ります。

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業については、「児童福祉法」に基づき策定する「障がい児福祉サービス計画」において見込量を設定し、サービス提供体制の確保を図ります。

【施策指標】障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合



【施策指標】障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合



【施策】日常生活を支えるサービス利用の促進

○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|-----|---|--|
| 6 2 | ○ | <p>【取組名】障がい福祉サービス等の充実</p> <p>障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう、訪問介護や同行援護などの障がい福祉サービスの質の向上に努めるとともに、移動支援事業などの地域生活支援事業については、障がい者のニーズを把握しながら必要に応じて見直しを図る。</p> <p>利用者本人や介護者の利便性の向上、通所先の選択肢拡大、介護者のレスパイトや就労時間等の確保を図るために、通所系の地域生活支援事業（日中一時支援事業など）について、支援の充実を図る。（No19 再掲）</p> <p>入浴サービスの提供について、日中一時支援事業（医ケア）における入浴支援など、安定したサービス提供の確保に向けた支援の充実を図る。</p> |
| 6 3 | | <p>【取組名】福祉用具の給付の充実</p> <p>補装具や日常生活用具給付など福祉用具の給付について、適正な支給を実施するとともに、利用者の生活の質の向上が図られるよう、利用対象者や給付品目等の見直しに取り組む。</p> |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No | | 取組名・取組内容 |
|----------------|---|--|
| 6 4 | | <p>【取組名】地域移行・地域定着支援の推進 入所施設や精神科病院に入所・入院している人の中でグループホーム等への移行が可能な障がい者に、関係機関等と連携しながら、個別の相談に対応し、地域で安心して暮らすために必要なサービスの提供を行う。</p> |
| 再掲 (No 3 2) | | <p>【取組名】障がい児通所給付事業の推進 障がい児通所事業者の適切なサービス量及び質を確保するため、関係機関との連携を強化し、適正な支給決定及びサービス利用を推進する。</p> |
| 6 5 | ○ | <p>【取組名】計画相談支援の推進 障がい者の自己選択・自己決定を尊重しながら、地域生活に必要なサービスを適切に提供できるよう、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への助言や研修の受講勧奨などにより人材育成を図り、サービス等利用計画の作成を支援する。</p> |
| 再掲 (No 3 3) | ○ | <p>【取組名】障がい児相談支援の推進 児童福祉法に規定された障がい児通所支援利用のための障がい児支援利用計画の作成に際し、障がい児支援利用援助等の活用を促し、障がい児の適性にあった通所支援の利用を推進する。</p> |

【施策】サービス提供体制の拡充

○・・・重点取組

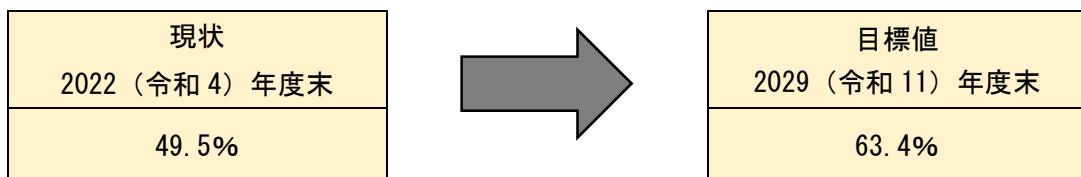
| No | | 取組名・取組内容 |
|-----|--|--|
| 6 6 | | <p>【取組名】障がい福祉サービスの担い手の確保・育成 障がい福祉サービス事業所において人材を確保・育成し、障がい者のニーズに対応した質の高いサービスが提供されるよう、介護職員の処遇や職場環境の改善を図るための取組を充実する。</p> |
| 6 7 | | <p>【取組名】障がい福祉サービス事業所に対する指導・監督 社会福祉法人やN P O 法人等が運営する障がい福祉サービス事業所において、障がい者のニーズに対応した質の高いサービスが提供されるよう、指導監査業務等を効果的に実施する。</p> |
| 6 8 | | <p>【取組名】福祉サービスの苦情相談・解決システムの適切な運用 市が提供する福祉サービス等に関し、利用者の満足度を高めるとともに、利用者個人の権利を擁護しながら、社会性や客觀性を保護し、苦情に対する適切な対応と円満な解決を図るため、苦情受付窓口の設置や第三者委員による受付・助言などの苦情相談・解決システムを適切に運用する。</p> |
| 6 9 | | <p>【取組名】サービス提供体制の確保 補助制度を活用しながら必要な障がい福祉サービス提供施設の整備を促進するとともに、「障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画」においてサービスの見込量を設定し、安定的なサービス提供体制の確保を図る。 新型コロナウイルス感染症などの感染症が蔓延した場合には、保健所や医療機関等の関係機関と十分に連携しつつ、障がい者及びその家族、障がい福祉サービス等を提供する事業所に対して、円滑な情報提供や相談対応等に努める。</p> |

基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

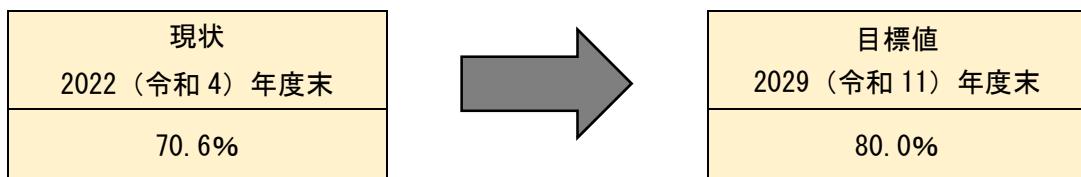
基本施策1 障がいへの理解促進・差別解消の推進

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がいへの理解促進を図るとともに、差別解消の推進を図ります。

【施策指標】障がい者のシンボルマーク等の認知度



【施策指標】障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見がないと感じている人の割合



【施策】障がいへの理解促進

○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|----|---|--|
| 70 | ○ | <p>【取組名】地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実 障がい者週間における街頭啓発活動やイベントを実施するとともに、地域や企業等への出前講座の実施などにより、障がいへの理解促進を図る。 合理的配慮を促進するための啓発動画の放映などを行うほか、民間事業者に対して、合理的配慮の提供の義務化について周知啓発を行う。 発達障がいについて市民の正しい理解を促進するため、発達障がい啓発週間講演会や出前講座等を通して啓発活動を行う。</p> |
| 71 | | <p>【取組名】障がいを理由とする差別解消の促進 障がい者が社会的障壁を感じることがないよう、当事者からの相談に対応するなど、差別解消の促進を図る。</p> |

第4章 施策の方向と事業の展開

| No | 取組名・取組内容 |
|-----|--|
| 7 2 | <p>【取組名】こころのユニバーサルデザイン運動の推進 高齢者、障がい者、妊産婦等に対する日常生活の中での声かけや支援など、市民のやさしさや思いやりの気持ちを一層はぐくみ広めていく「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進するため、障がい者シンボルマークの周知、ポスター・コンクールなどの啓発事業を実施するとともにおもいやり駐車スペース利用証の交付を行う。</p> |
| 7 3 | <p>【取組名】ここ・ほっと交流事業の推進 通園施設・保育園等におけるカリキュラムや日常的な療育・保育の中で障がいのある児とない児の交流を通じ、地域におけるノーマライゼーションを推進するため各種事業を実施する。</p> |
| 7 4 | <p>【取組名】「宇都宮市民福祉の祭典」の実施 子どもから高齢者、障がい者等多くの市民が参加し、様々な催し物や体験などを通じて交流することで、福祉への理解や連帯感を深めることを目的とし、毎年11月に宇都宮ボランティア協会等市内の10団体による総合的な福祉事業として実施する。</p> |

【施策】福祉教育の推進

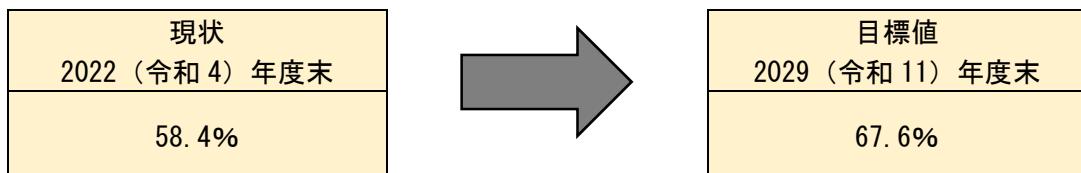
○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 |
|-----|---|
| 7 5 | <p>【取組名】すべての世代を対象とした福祉共育の推進 障がいの理解等を通じて相互理解を深め、市民がお互いに支え合い助け合う思いやりの心を育むため、出前福祉共育講座を開催する。</p> |
| 7 6 | <p>【取組名】小学校における障がいへの理解促進事業の充実 小学校における盲導犬ふれあい教室の開催や出前講座等の実施により、幼少期からの障がいへの理解促進を図る。</p> |
| 7 7 | <p>【取組名】ボランティア・福祉活動担い手養成講座の開催 福祉のまちづくりの実践者や関心層など、地域福祉活動の担い手となる全世代のボランティアを育むため、地域団体やボランティア団体・NPO等と連携した養成講座に取り組む。</p> |

基本施策2 権利擁護の充実

社会や地域において適切な理解と配慮が確保され、障がい者の人権・尊厳が守られるよう、虐待防止の推進や成年後見制度の利用促進など、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

【施策指標】市民の「成年後見制度」の認知度



【施策】障がい者虐待防止の推進

○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|---------------|---|---|
| 78 | ○ | 【取組名】 障がい者虐待防止に関する取組の推進 障がい者に対する虐待の通報・相談に対し迅速かつ的確に対応するとともに、広報・啓発活動の実施などにより、障がい者虐待の防止・早期発見を推進する。 |
| 再掲 (No 67) | | 【取組名】 障がい福祉サービス事業所に対する指導・監督 社会福祉法人やNPO法人等が運営する障がい福祉サービス事業所において、障がい者のニーズに対応した質の高いサービスが提供されるよう、指導監査業務等を効果的に実施する。 |
| 79 | | 【取組名】 高齢者虐待・児童虐待・DVなどの関係機関との連携強化 障がい者虐待において、複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため、「虐待・DV対策連携会議」等を通じて、高齢者虐待や児童虐待、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図る。 |

【施策】成年後見制度の利用促進

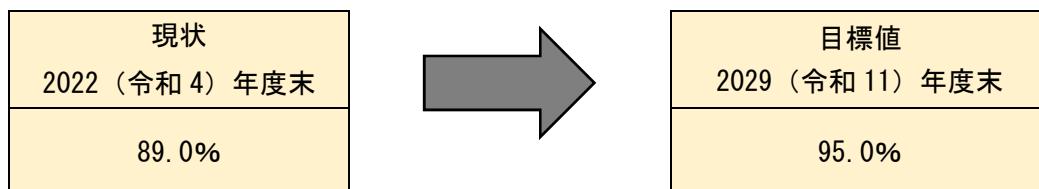
○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|----|--|--|
| 80 | | 【取組名】 成年後見制度の利用促進 判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が、親なき後も安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用促進に向け、成年後見制度利用支援事業の実施や周知啓発に取り組む。 |
| 81 | | 【取組名】 成年後見制度の担い手の育成・支援 判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が、親なき後も安心して生活ができるよう、関係課や成年後見支援センターと連携して法人後見人等の育成・支援を図る。 |

基本施策3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が社会的な障壁を感じることがないよう、必要な情報を取得・利用することや円滑な意思疎通の支援を図ります。

【施策指標】日常生活や社会生活で必要な情報を取得できている障がい者の割合



【施策】情報アクセシビリティの向上

○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|-----|---|---|
| 8 2 | | <p>【取組名】情報バリアフリーの推進 「ユニバーサルデザイン文書マニュアル」や「情報バリアフリー推進ガイドライン」に基づき、市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか、障がい特性に応じた情報提供について市民や企業等に周知啓発を行い、情報バリアフリーを推進する。</p> |
| 8 3 | ○ | <p>【取組名】情報アクセシビリティの向上 広報紙等の点字・音声版作成や、どのブラウザからアクセスしても音声読み上げに対応したホームページの作成、デジタルを活用した情報発信など、障がい特性に応じた情報提供に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図る。</p> |
| 8 4 | | <p>【取組名】障がい者のＩＣＴ利用の促進 障がい者が情報を円滑に取得できるよう、ＩＴ講習会の開催など、ＩＣＴ技術の知識の向上を図る。</p> |
| 8 5 | | <p>【取組名】視覚障がい者等の読書を支える図書館サービスの充実 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)に基づき、障がいの有無にかかわらず読書に親しめる環境を作るため、アクセシブルな資料・情報の作成・収集・提供や、障がいの種類・程度に合わせた円滑な利用を支援する取組の充実を図る。</p> |

【施策】意思疎通支援の充実

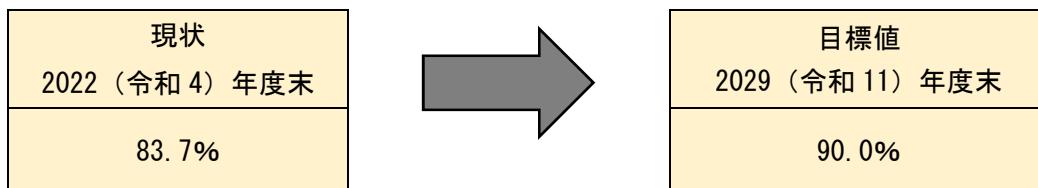
○・・・重点取組

| No | | 取組名・取組内容 |
|-----|---|---|
| 8 6 | ○ | <p>【取組名】意思疎通支援の充実 聴覚障がい者や視覚障がい者が円滑に情報を取得できるよう、養成講座等の実施により、音訳・点訳・手話通訳等の意思疎通支援者を養成するとともに、聴覚障がい者等が日常生活を営む上でコミュニケーションを行う場合に、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等を派遣する。</p> |
| 8 7 | | <p>【取組名】ＩＣＴを活用したコミュニケーション支援の充実 障がい者が円滑に意思疎通ができるよう、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳サービスや音声筆談による窓口対応などＩＣＴを活用したコミュニケーション支援の充実を図る。</p> |

基本施策4 施設等のバリアフリーの推進

障がい者が社会的な障壁を感じることがないよう、身近な生活基盤のバリアフリーの推進を図ります。

【施策指標】外出先の建物設備を支障なく利用している障がい者の割合



【施策】公共施設等のバリアフリーの推進

○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 |
|-----|--|
| 8 8 | 【取組名】障がい者用駐車スペースの適正利用の促進 県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」と連携し、障がい者用駐車スペースの利用対象者を分かりやすく表示した本市独自の案内標識を作成し、全市有施設の障がい者用駐車スペースに配置することにより、内部障がい者など外見からは分かりにくい障がいのある人をはじめ、高齢者やけが人、妊産婦など徒歩での移動に配慮が必要な人も、いつでも安心して駐車できるよう駐車スペースを確保するとともに適正利用の促進を図る。 |
| 8 9 | 【取組名】道路のバリアフリーの推進 子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安全・安心に通行できる歩行空間創出のため、公共施設や福祉施設の周辺道路を優先に点字ブロックや歩道の整備及び修繕を行う。 |
| 9 0 | 【取組名】公共的施設のバリアフリーの推進 高齢者、障がい者をはじめとする多くの市民が利用する民間の公共的施設のバリアフリー化を促進するため、事業者等に対し、バリアフリー化への一層の周知を図るほか、傾斜路、手すり、エレベーター、便所の改修費の一部を補助し、福祉のまちづくりを推進する。 |

基本施策5 災害時支援・地域の多様なネットワーク機能の充実

障がい者が社会や地域において適切な理解と配慮が確保され、災害時に迅速な対応ができるよう、平常時から支え合う支援体制の充実を図るなど、災害時支援・地域の多様なネットワーク機能の充実を図ります。

【施策指標】災害時要援護者台帳共有地区数

| 現状 | 目標値 |
|--------------|---------------|
| 2022（令和4）年度末 | 2029（令和11）年度末 |
| 34 地区 | 39 地区 |

【施策】災害対策の充実

○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 | |
|-----|----------|--|
| 9 1 | | 【取組名】障がい特性に応じた防災対策の充実 災害時に迅速な避難ができるよう、平常時からの避難場所の周知のほか、障がい特性に応じた災害情報の伝達を行う。 |
| 9 2 | ○ | 【取組名】災害時要援護者支援事業の推進 高齢者や障がい者など災害発生時に支援を必要とする要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行えるよう、地域における支援体制の整備を推進する。 |

【施策】地域の多様なネットワーク機能の充実

○・・・重点取組

| No | 取組名・取組内容 | |
|-----|----------|--|
| 9 3 | ○ | 【取組名】自立支援協議会の活動の充実 障がい者の自立支援、就労及び権利擁護等の推進に向け、関係機関等が情報を共有し、連携を図るとともに、各部会において、課題解決に向けた検討、意見交換等を行う。 |
| 9 4 | | 【取組名】孤立死防止対策の推進（栃木県とちまる見守りネット） 孤立死を防止するため、地域において福祉活動を行う人材や福祉団体、民間事業者などとも連携を図りながら、多様な見守り活動を実施する。 |

第5章 計画の推進体制

1 計画内容の周知・啓発

本計画の推進にあたっては、市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など、あらゆる機会を捉えて、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

本計画を着実に推進し、障がい者福祉の向上を図るため、保健・医療、教育、雇用に関する市の関係部局と連携しながら事業を推進します。

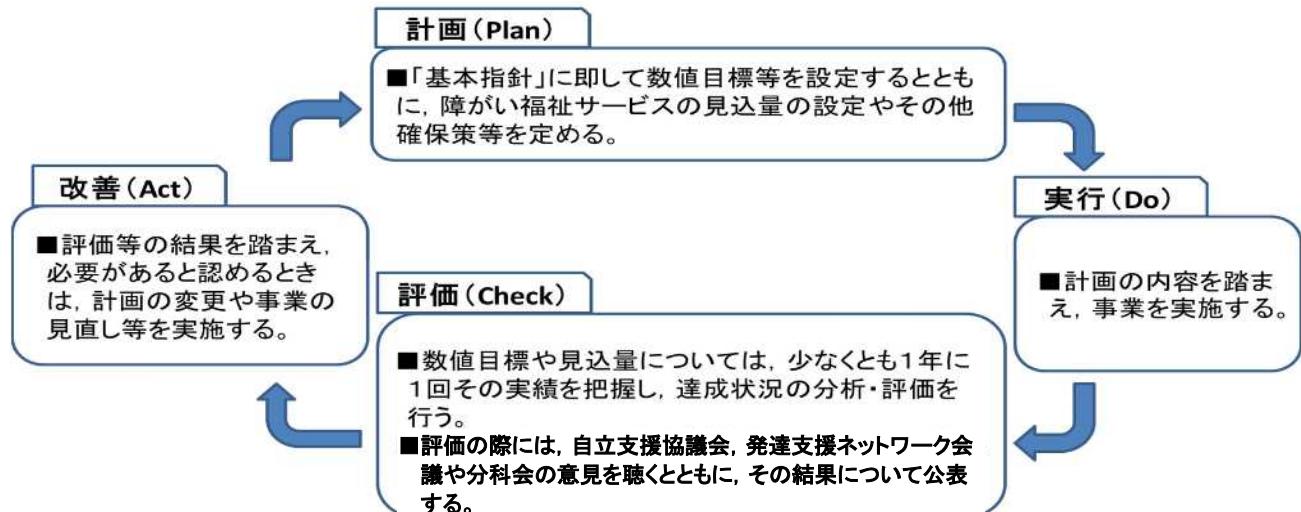
3 庁外推進体制

本計画を推進していくためには、保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障がい者団体等の関係機関で構成する宇都宮市障がい者自立支援協議会及び宇都宮市発達支援ネットワーク会議を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行います。

4 P D C Aサイクルによる計画の分析・評価

目標及び各事業の進捗状況などについて、少なくとも年1回、分析・評価を行い、宇都宮市障がい者自立支援協議会、宇都宮市発達支援ネットワーク会議及び宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、意見をいただくとともに、適宜、当事者である障がい児・者からも意見をいただき、必要に応じて計画の変更や見直し等を行います。

※P D C Aサイクルのイメージ



私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。
宇都宮市は、これから的新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちをつくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
〒320-8540
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL (028) 632-2353
FAX (028) 636-0398
E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市子ども部子ども発達センター
〒320-0851
栃木県宇都宮市鶴田町970番地1
TEL (028) 647-4721
FAX (028) 647-4715
E-mail u19040500@city.utsunomiya.tochigi.jp